

**第7期長野市障害福祉計画
第3期長野市障害児福祉計画**

令和6年度～令和8年度

(案)

令和5年 10月

長 野 市

目次

第1章 計画策定に当たって	1
1 計画の概要	2
(1) 計画策定の趣旨	2
(2) 計画の位置付け	2
(3) 計画期間	2
2 計画の基本的な方向	3
(1) 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援	3
(2) 身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの充実	3
(3) 地域生活への移行と継続の支援、就労等の課題に対応したサービス提供体制の整備	3
(4) 地域共生社会の実現に向けた取組の推進	4
(5) 障害児*の健やかな育成のための発達支援	4
(6) 障害福祉サービス*を担う人材の確保	4
(7) 障害者の社会参加を支える取組の促進	4
3 障害のある人の状況	5
(1) 長野市の人口・世帯の推移	5
(2) 障害者手帳所持者・障害児*等の状況	6
(3) 障害福祉サービス*等の利用状況	13
4 サービス等の利用ニーズ及び事業展開の意向	14
(1) 障害者*の利用ニーズ	14
(2) 障害児*の利用ニーズ	15
(3) 関係団体等からみる利用ニーズ	16
(4) 事業所調査からみる今後の事業展開	17
5 前期計画における成果目標の達成状況	18
(1) 福祉施設から地域生活への移行促進	18
(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	19
(3) 地域生活支援拠点等の整備	19
(4) 福祉施設から一般就労への移行促進	20
(5) 障害児*支援の提供体制の整備等	21
第2章 成果目標及び活動指標	23
(1) 施設入所者の地域への移行	24
(2) 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築	25
(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実	27
(4) 福祉施設から一般就労への移行等	28
(5) 障害児*支援の提供体制の整備	31
(6) 相談支援体制の充実・強化等	33
(7) 障害福祉サービス*等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築	34
第3章 障害福祉サービス等の見込み量と	35

確保の方策	35
1 障害福祉サービス*等の体系と見込み量推計の考え方	37
(1) 障害福祉サービス等の体系	37
(2) 見込み量推計の考え方	37
2 見込み量と確保の方策	38
(1) 訪問系サービス	38
(2) 日中活動系サービス	39
(3) 居住系サービス	44
(4) 相談支援・地域生活支援拠点	45
(5) 障害児*通所支援・相談支援	47
(6) 発達障害者*等に対する支援	49
(7) 地域生活支援事業（必須事業）	50
(8) 地域生活支援事業（任意事業）	55
第4章 その他の事項	57
(1) 障害者等に対する虐待の防止	59
(2) 意思決定支援の促進	59
(3) 社会参加等の促進	59
(4) 障害を理由とする差別の解消の促進	60
(5) 障害福祉サービス*提供事業所における利用者の安全確保	60
第5章 計画の推進	61
1. 推進体制	62
(1) 長野市障害ふくしネット（協議会）との連携	62
(2) 障害福祉サービス*の円滑な提供	63
(3) 庁内関係課との連携	63
(4) 関係機関との連携	63
(5) 質の高い事業運営	63
(6) 市独自の障害者支援策の研究	63
(7) 国や県、近隣市町村との連携	64
(8) 福祉人材の育成推進	64
2. 進捗管理	65
(1) 計画の進捗管理手法について	65
(2) 庁内の連携体制について	65
資料編	67
1. 長野市社会福祉審議会等	68
(1) 社会福祉審議会条例	68
(2) 社会福祉審議会障害福祉専門分科会委員名簿	71
(3) 長野市障害者基本計画庁内推進会議要綱	72
2. 用語解説	75

第1章

計画策定に当たって

本章では、本計画の概要として、計画策定の趣旨や計画の位置付け、計画期間を示すとともに、本計画の根拠法である障害者総合支援法*及び児童福祉法の動向について整理しています。

また、本市の人口、世帯をはじめ、障害者手帳所持者数や障害支援区分認定者数の推移をまとめるとともに、アンケート調査結果等からみる障害福祉サービス*等の利用ニーズや第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画に掲げた成果目標の達成状況及び障害福祉サービス等の量の見込みに対する実績値の比較等、本計画期間における成果目標及び量の見込み等を設定するにあたっての根拠となる基礎的データを示しています。

1 計画の概要

(1) 計画策定の趣旨

本市では、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法*」という。）に基づき、障害福祉サービス*、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標、必要なサービス量の見込み及びその確保方策について、障害福祉計画を策定し、障害福祉サービス等の円滑な提供を図ってきました。この度、令和3年度から令和5年度までを期間とする「第6期障害福祉計画」及び「第2期障害児福祉計画」の期間が満了を迎えたことから、障害福祉サービスや児童福祉法に基づくサービス等の目標値や見込み量を設定した「第7期障害福祉計画」及び「第3期障害児福祉計画」を一体的に策定するものです。

(2) 計画の位置付け

- 「第7期障害福祉計画」は、障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」として位置付けます。
- 「第3期障害児福祉計画」は、児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」として位置付けます。

(3) 計画期間

令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

ただし、社会情勢の変化等や国の施策の変更等を踏まえ、見直しの必要がある場合は、柔軟に対応します。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
長野市障害福祉計画	第6期・第2期			第7期・第3期		
長野市障害児福祉計画	令和3年度～令和5年度			令和6年度～令和8年度		
(長野市障害者基本計画)	令和3年度～令和8年度					

2 計画の基本的な方向

(1) 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障害者*及び障害児*（以下「障害者等」という。）の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、必要とする障害福祉サービス*等の支援を受けつつ、障害者等の自立と社会参加の実現を図っていくため、障害福祉サービス等の提供体制の整備を進めます。

(2) 身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの充実

障害者等（身体・知的・精神・難病*患者）が身近な地域で必要な障害福祉サービスを受けられるよう、市が実施主体となって、国・県の支援を受けつつ、引き続き障害福祉サービスの充実を図ります。

また、従来から精神障害者に含まれている発達障害者*及び高次脳機能障害者等についても、引き続き障害者総合支援法*に基づく給付対象となっている旨の周知を図るとともに、必要な情報提供を行うなど、障害福祉サービスの活用を促進します。

(3) 地域生活への移行と継続の支援、就労等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障害者等の生活を地域全体で支えるシステムを整備するため、地域生活支援の拠点づくりや、NPO等によるインフォーマルサービスの提供など、地域の社会資源を最大限に活用し、入所施設や精神科病院等からの地域生活への移行・継続の支援及び就労等の課題に対応したサービス提供体制を整えます。

また、精神科病院の長期入院患者の地域生活への移行を進めるにあたっては、病院や障害福祉サービス事業所による努力だけでは限界があり、地域における医療・福祉の一体的な取組の推進が必要です。精神障害者が、地域で安心して自分らしく生活ができるよう、精神障害者にも対応した地域包括ケアの構築を進めると共に、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的（インクルーシブ）な社会の実現に向けた取組を推進します。

なお、今後、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えて、地域での生活を自分らしく安心して送れるよう、中長期的な視点に立ち各種支援策を継続します。

(4) 地域共生社会の実現に向けた取組の推進

すべての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことのできる地域共生社会の実現に向けて、地域住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、「我が事」として主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや、制度の縦割りを超えた柔軟な公的サービスを提供するとともに、地理的条件や地域資源の実態を踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組めます。

(5) 障害児*の健やかな育成のための発達支援

障害の疑いがある段階から身近な地域で支援が受けられるよう、障害種別にかかわらず、障害の特性に応じた質の高い専門的な支援が提供される体制の構築を図ります。

また、障害児のライフステージ*に沿って、地域の関係機関が連携し、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図るとともに、障害の程度や状態により、できる限り地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加やインクルーシブ教育*システム（包容する教育制度）を推進します。

さらに、たんの吸引や経管栄養等の医療的ケアを必要とする子ども（以下「医療的ケア児」という。）が専門的な支援を円滑に受けることができるよう、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制を構築します。

(6) 障害福祉サービス*を担う人材の確保

将来にわたって質の高い障害福祉サービス等を安定的に提供していくために、専門性を高めるための研修の実施や多職種間の連携の強化、また、処遇や職場環境の改善、ICTの導入等による事務負担の軽減により、職場の定着率を高めるなど、関係者が協力して取り組んでいきます。

(7) 障害者の社会参加を支える取組の促進

障害者の地域における社会参加を促進するため、障害者がスポーツ・文化芸術活動に触れる機会の拡充と参加する機会の確保を通じて、障害者の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図ります。また、読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受するため、視覚障害者等の読書環境の整備を引き続き計画的に推進するとともに、あらゆる障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進を図り、障害者による情報の取得利用・意思疎通を推進します。

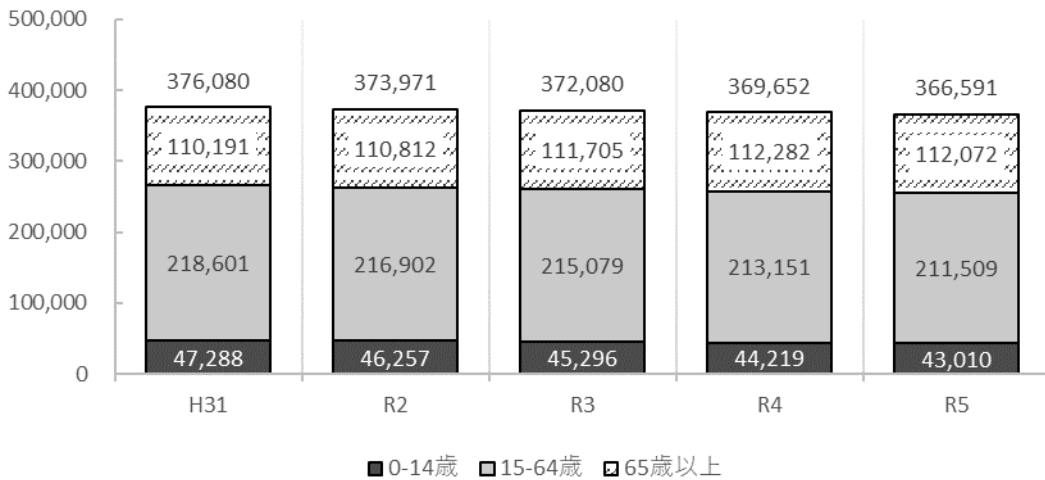
3 障害のある人の状況

(1) 長野市の人口・世帯の推移

本市の人口は、減少傾向にあり、平成31年から4年間で9,489人(2.5%)減少し、令和5年4月1日現在で366,591人となっています。年齢3区分別の人口をみると、65歳以上の老年人口が増加し、全体に占める割合(高齢化率)も上昇しています。

■年齢3区分別人口の推移

単位：人



■年齢3区分別人口の構成比

単位：%

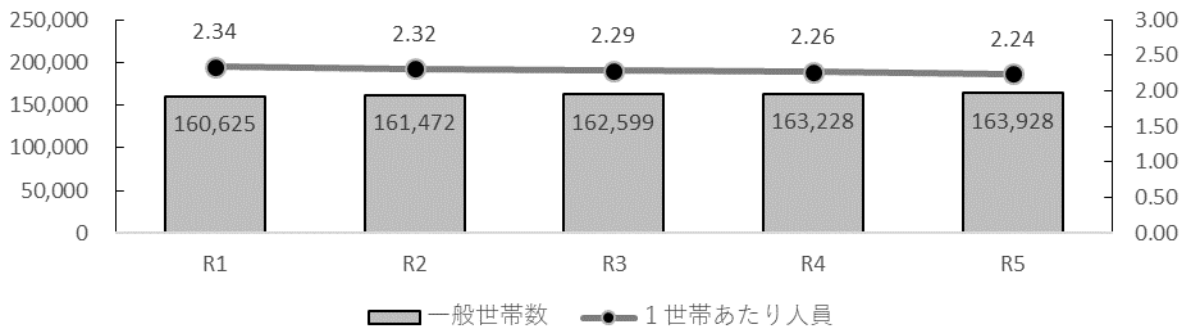
	H31	R2	R3	R4	R5
0-14歳	12.6	12.4	12.2	12.0	11.7
15-64歳	58.1	58.0	57.8	57.7	57.7
65歳以上	29.3	29.6	30.0	30.4	30.6

出典：住民基本台帳(各年4月1日現在)

本市の世帯数は、増加傾向にあり、令和5年4月1日現在で163,928世帯となっています。1世帯あたり人員が減少してきており、核家族化、単身世帯の増加がうかがえます。

■一般世帯数及び1世帯あたり人員の推移

単位：人



出典：住民基本台帳(各年4月1日現在)

(2) 障害者手帳所持者・障害児*等の状況

① 身体障害者手帳所持者数の推移

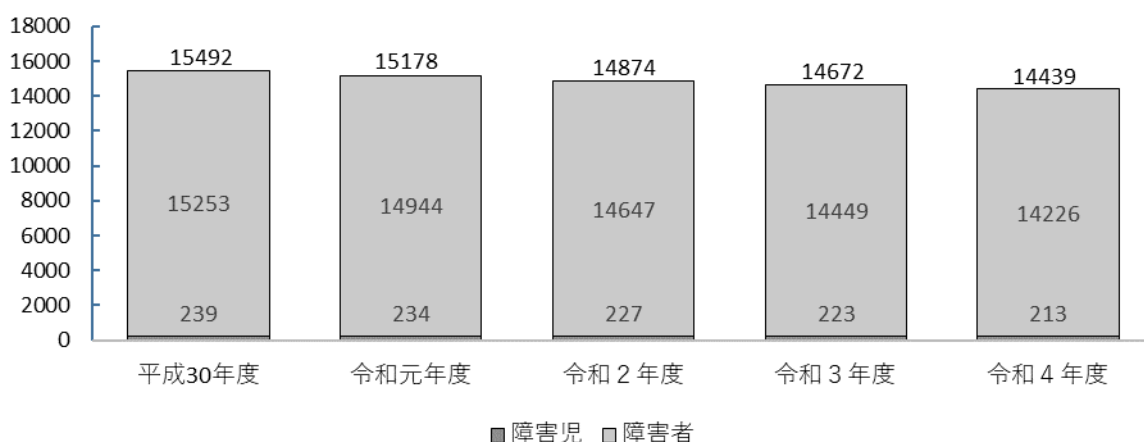
身体障害者手帳所持者数は、障害者、障害児ともに減少傾向にあり、令和4年度末現在で、障害者が14,226人、障害児が213人、計14,439人となっています。

障害種別ごとにみると、障害者では、内部障害及び下肢障害の人数が多く、障害児では、体幹機能障害の人数が多くなっています。

等級別にみると、障害者、障害児ともに1級の人数が最も多くなっています。障害児では1級、2級で全体の6割以上を占めています。

■身体障害者手帳所持者数の推移

単位：人



出典：障害福祉課（各年度末現在）

■障害種別_身体障害者手帳所持者数の推移

単位：人

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
視覚	障害児	7	8	7	7	8
	障害者	832	846	837	830	835
聴覚	障害児	43	41	47	44	42
	障害者	1,120	1,076	1,045	1,054	1,051
音声・言語・ そしゃく	障害児	2	1	1	2	3
	障害者	160	158	155	153	162
上肢障害	障害児	43	36	32	32	27
	障害者	2,322	2,287	2,236	2,211	2,186
下肢障害	障害児	10	8	9	10	10
	障害者	4,376	4,218	4,066	3,907	3,751
体幹	障害児	86	96	88	86	75
	障害者	1,626	1,563	1,493	1,437	1,390
内部障害	障害児	48	44	43	42	48
	障害者	4,817	4,796	4,815	4,857	4,851
障害児		239	234	227	223	213
障害者		15,253	14,944	14,647	14,449	14,226
計		15,492	15,178	14,874	14,672	14,439

出典：障害福祉課（各年度末現在）

■等級別_身体障害者手帳所持者数の推移

単位：人

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1 級	障害児	82	83	83	84	83
	障害者	4,306	4,195	4,137	4,136	4,120
2 級	障害児	66	65	62	57	46
	障害者	1,761	1,737	1,704	1,672	1,625
3 級	障害児	47	45	42	41	45
	障害者	3,396	3,353	3,249	3,159	3,122
4 級	障害児	26	23	25	27	25
	障害者	3,810	3,703	3,624	3,561	3,449
5 級	障害児	7	10	5	5	6
	障害者	1,098	1,085	1,076	1,059	1,056
6 級	障害児	11	8	10	9	8
	障害者	882	871	857	862	854
障害児		239	234	227	223	213
障害者		15,253	14,944	14,647	14,449	14,226
計		15,492	15,178	14,874	14,672	14,439

出典：障害福祉課（各年度末現在）

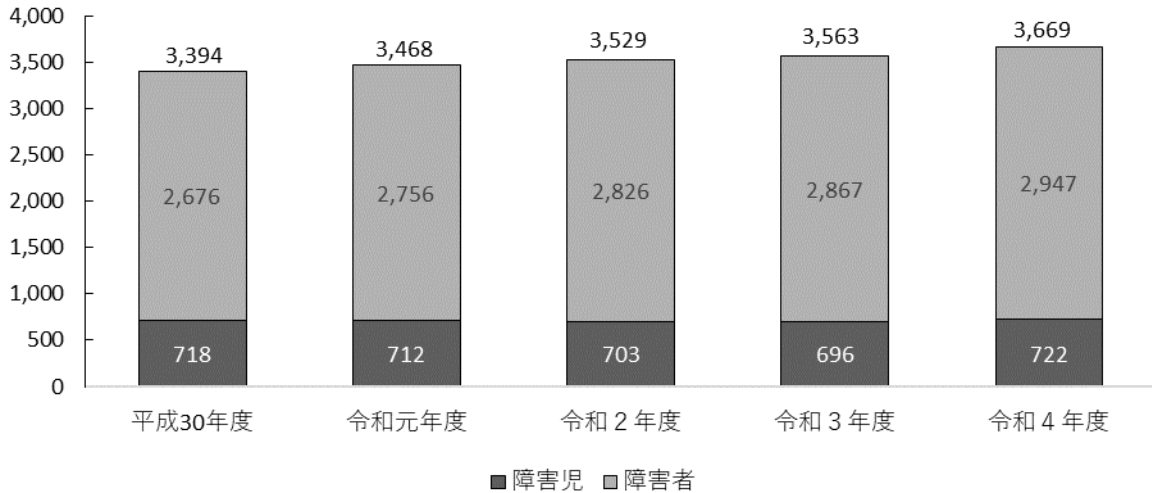
② 療育手帳所持者（知的障害者）の推移

療育手帳所持者は、平成29年度まで減少傾向にありましたが、その後、増加し、令和4年度末で、障害者が2,947人、障害児が722人、計3,669人となっています。

程度別にみると、障害者、障害児ともにB2の人数が増加しています。

■療育手帳所持者数の推移

単位：人



出典：障害福祉課（各年度末現在）

■等級別療育手帳所持者数の推移

単位：人

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
A 1	障害児	181	177	164	169	174
	障害者	880	888	913	900	914
A 2	障害児	9	8	7	8	6
	障害者	47	48	49	48	51
B 1	障害児	141	130	120	127	144
	障害者	876	884	894	890	900
B 2	障害児	387	397	412	392	398
	障害者	873	936	970	1,029	1,082
障害児		718	712	703	696	722
障害者		2,676	2,756	2,826	2,867	2,947
計		3,394	3,468	3,529	3,563	3,669

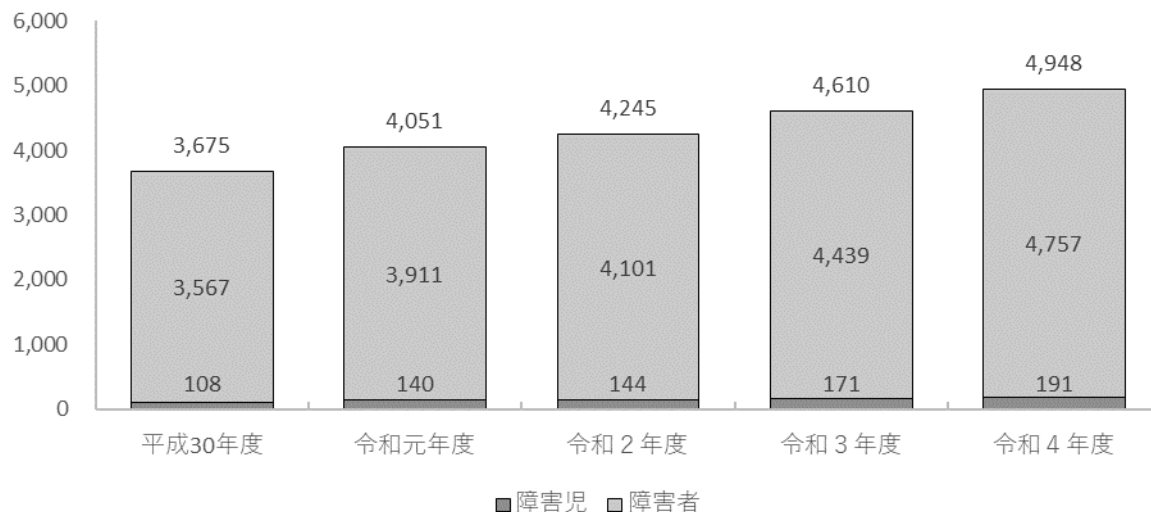
出典：障害福祉課（各年度末現在）

③ 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者は、増加傾向にあり、平成 30 年度末から 4 年間で 1,273 人 (34.6%) 増加し、令和 4 年度末現在で、障害者、障害児合わせて 4,948 人となっています。等級別にみると、障害者では 1 級、障害児では 2 級が最も多くなっています。

■精神障害者手帳所持者数の推移

単位：人



出典：障害福祉課（各年度末現在）

■等級別 精神障害者手帳所持者数の推移

単位：人

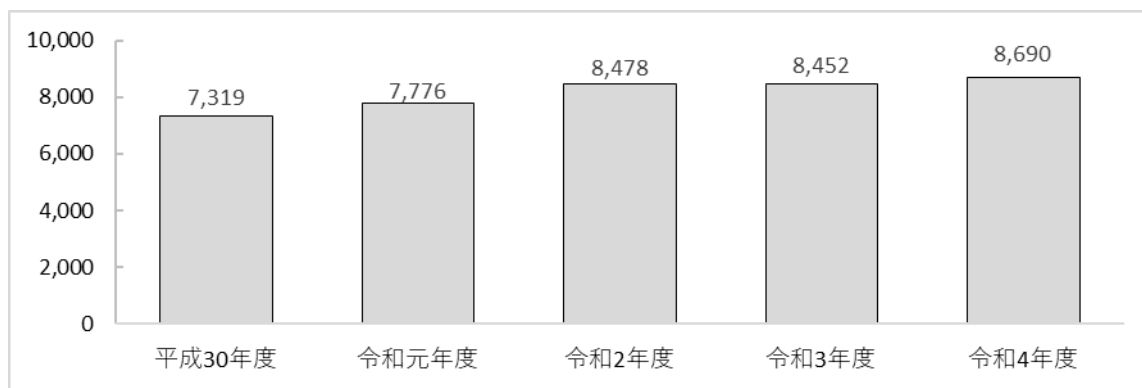
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1 級	障害児	36	50	52	56	55
	障害者	1,733	1,898	2,001	2,193	2,383
2 級	障害児	51	68	74	100	116
	障害者	1,599	1,761	1,848	1,983	2,099
3 級	障害児	21	22	18	15	20
	障害者	235	252	252	263	275
障害児		108	140	144	171	191
障害者		3,567	3,911	4,101	4,439	4,757
計		3,675	4,051	4,245	4,610	4,948

出典：障害福祉課（各年度末現在）

自立支援医療（精神医療）受給者数も増加してきていて、令和3年度には一旦減少しましたが、平成30年度から令和4年度までの4年間で1,371人（18.7%）増加しています。

■自立支援医療（精神通院）受給者数の推移

単位：人



出典：障害福祉課（各年度末現在）

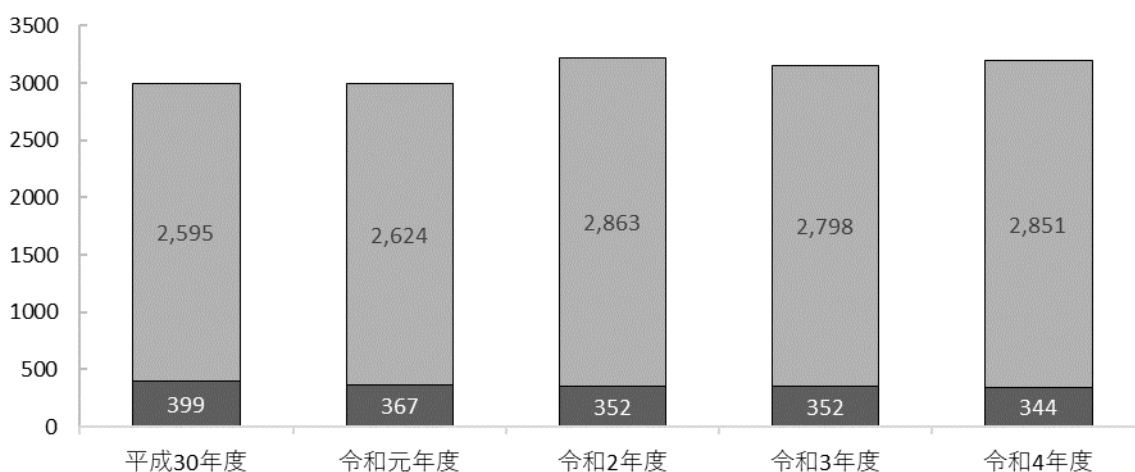
④ 特定疾患医療等受給者

特定疾患医療受給者は、平成30年度以降増加してきていて、令和3年度には一旦減少しましたが、令和4年度末現在で2,851人となっています。

小児慢性特定疾患医療受給者は、平成30年度以降減少してきていて、令和3年度末現在で344人となっています。

■特定疾患医療及び小児慢性特定疾患医療受給者数の推移

単位：人



■小児慢性特定疾患医療 □特定疾患医療

出典：障害福祉課（各年度末現在）

⑤ 医療的ケア児数

医療的ケア児の数は、平成 31 年 4 月現在で 48 人となっています。また、医療的ケアの内容別にみると、吸引が 24 人で最も多くなっています。

数値確認中

■市内医療的ケア児数（平成 31 年 4 月 1 日現在）

単位：人

年齢区分	計	性別		手帳		内容									
		男	女	身体障害者手帳	療育手帳	気管切開	人口呼吸装着	胃ろう	経管栄養	吸引	導尿・尿道カテーテル	在宅酸素	ストマ管理	透析	その他
0～5歳	8	4	4	7	7	0	0	3	4	0	0	1	0	0	0
6～11歳	24	10	14	23	14	10	6	10	6	12	4	9	1	1	1
12～14歳	7	1	6	7	4	1	0	2	0	5	2	1	0	0	0
15～17歳	9	7	2	9	9	3	2	4	0	7	1	4	0	0	0
総計	48	22	26	46	34	14	8	19	10	24	7	15	1	1	1

出典：長野県「医療的ケア児等実態調査（令和元年 6 月実施）」

⑥ 発達障害*

市内公立小中義務教育学校（国立私立を除く）に通う発達障害を持つ児童生徒数は増加傾向にあり、令和 4 年度で、小学生が 736 人、中学生が 519 人、計 1,255 人、全児童生徒数に対する割合が 4.71%となっています。

特に、自閉症スペクトラム障害（ASD）*が多く、小学生で全体の約 6 割、中学生で全体の約 5 割を占めています。

■発達障害児数の推移

単位：人

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
学習障害	小学校	36	42	28	27	35
	中学校	32	39	37	36	33
注意欠陥多動性障害（ADHD）	小学校	151	153	135	126	113
	中学校	123	119	90	83	94
自閉症スペクトラム障害（ASD）	小学校	452	472	430	442	435
	中学校	239	256	238	241	246
その他（反抗挑戦性障害（ODD）など）	小学校	0	2	161	134	153
	中学校	2	2	108	132	146
小学校計		639	669	754	729	736
中学校計		396	416	473	492	519
合計		1,035	1,085	1,227	1,221	1,255
対全体比（全児童生徒数と比較）		3.61%	3.85%	4.45%	4.49%	4.71%

※「複数の発達障害」がある児童・生徒数は、令和 2 年度以降「その他」に計上。

出典：長野市教育委員会学校教育課

⑦ 特別支援学級*・特別支援学校*在籍児童生徒数の推移

本市の特別支援学級の在籍児童生徒数は、令和元年度現在で、小学生が 618 人、中学生が 350 人、計 968 人となっています。平成 27 年度から 4 年間で 274 人 (39.5%) 増加しており、特に小学生で大きく増加しています。

障害別にみると、自閉症*・情緒障害が全体の 7 割以上を占めています。

市内の特別支援学校に通う市内在住の児童生徒数は、令和元年度で、幼稚部が 4 人、小学部が 139 人、中学部が 103 人、高等部が 192 人となっています。

■特別支援学級在籍児童生徒数の推移

単位：人

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
知的障害	小学校	149	166	180	184	206
	中学校	72	69	66	76	82
肢体不自由	小学校	6	6	6	6	5
	中学校	0	0	0	0	1
病弱・身体虚弱	小学校	0	0	0	0	0
	中学校	0	0	0	0	0
弱視	小学校	0	0	0	0	0
	中学校	0	0	0	0	0
難聴	小学校	2	3	3	5	3
	中学校	4	3	2	0	2
言語障害	小学校	0	0	0	0	0
	中学校	0	0	0	0	0
自閉症・情緒障害	小学校	393	443	496	479	490
	中学校	274	278	314	356	391
総数	小学校	550	618	685	674	704
	中学校	350	350	382	432	476

出典：長野市教育委員会学校教育課

一部数値確認中

■特別支援学校児童生徒数の推移（長野市内5校及び稲荷山養護学校）

単位：人

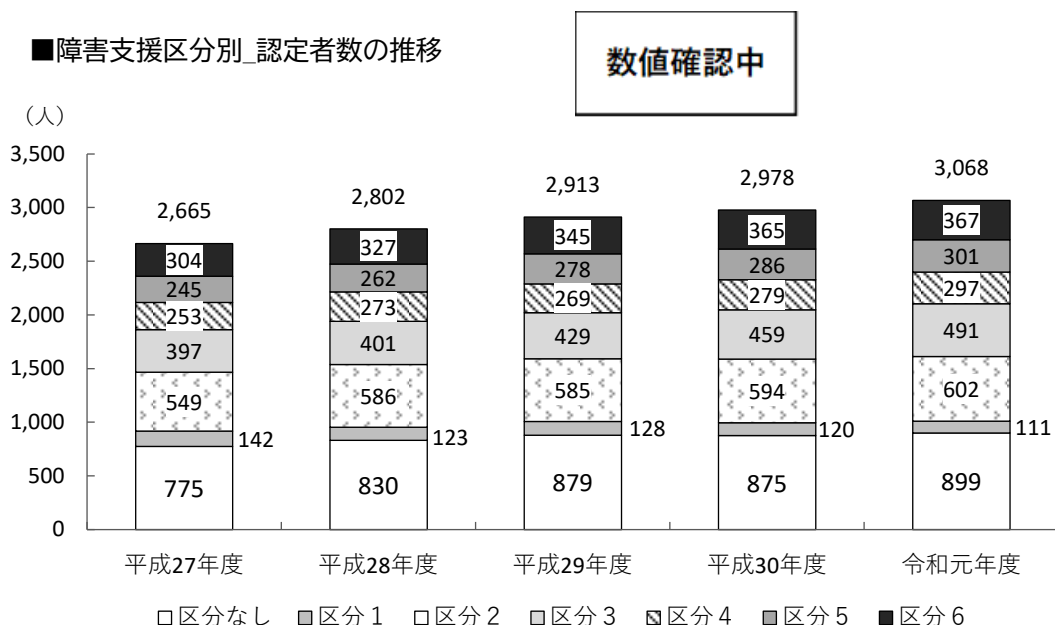
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
幼稚部		9	12	13	12	10
	長野市在住障害児	6	4			
小学部		199	208	202	205	216
	長野市在住障害児	134	139			
中学部		136	157	170	193	191
	長野市在住障害児	87	103			
高等部		320	317	315	301	316
	長野市在住障害児	197	192			

出典：長野市教育委員会学校教育課
長野県教育要覧

(3) 障害福祉サービス*等の利用状況

① 障害支援区分別サービス利用者数の推移

本市の障害福祉サービス利用者数は、増加してきていて、令和元年度現在で、3,068 人となっています。障害支援区分別にみると、区分なしが 899 人で最も多く、全体の約 3 割を占めています。

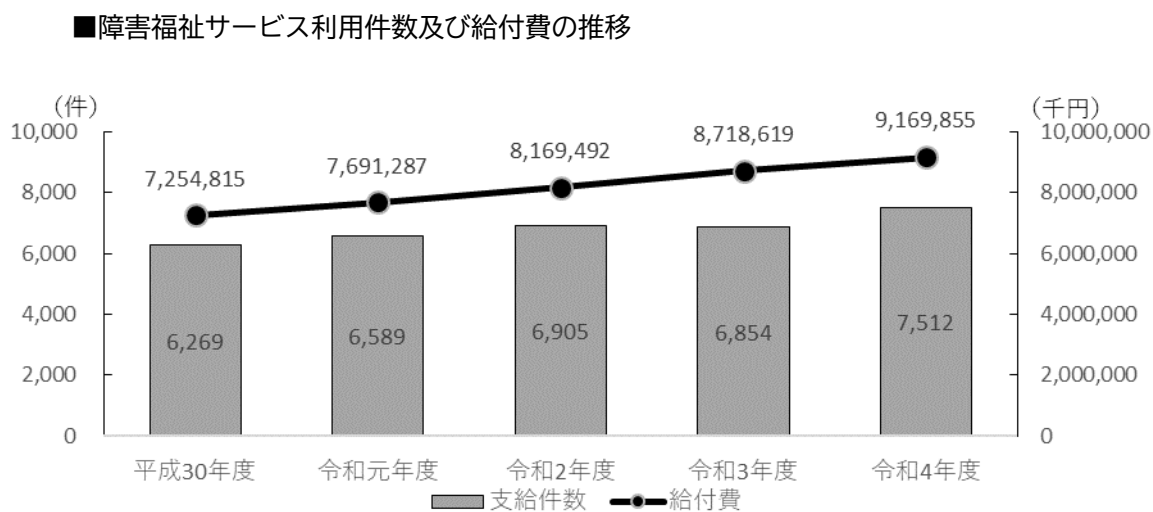


出典：障害福祉課

② 障害福祉サービス支給件数及び給付費の推移

障害福祉サービスの支給件数は年々増加し、平成 27 年度から 4 年間で 1,801 件 (37.6%) 増加しており、令和元年度で 6,589 件となっています。

給付費も 4 年間で 18 億 4 千万円 (31.4%) 増加しており、令和元年度で約 77 億円となっています。



出典：障害福祉課

4 サービス等の利用ニーズ及び事業展開の意向

- ① 調査対象： 障害福祉サービスを利用する障害者及び障害児（ともに家族回答可）
障害福祉サービス事業所運営法人・団体
- ② 調査期間： 障害者及び障害児
令和5年8月28日（月）～令和5年9月12日（火）
障害福祉サービス事業所運営法人・団体
令和5年8月28日（月）～令和5年9月8日（金）
- ③ 調査方法： 障害者及び障害児 アンケート用紙の回収
障害福祉サービス事業者 電子メールによりアンケート回答

区 分	発送数(票)	有効回収数(票)	回収率(%)
障害者及び障害児	1,200	620	51.7
障害福祉サービス事業者	117	63	53.8

(1) 障害者*の利用ニーズ

① 今後、利用したいサービス

障害者等に対するアンケートで、「これから利用したいサービス」についての問いに対し、「同行援護・行動援護」及び「短期入所（ショートステイ）」並びに「共同生活援助（グループホーム）」等と回答した人の割合が高くなっています。

同行援護・行動援護	95	15.3%
短期入所	64	10.3%
共同生活援助	64	10.3%
就労定着支援	48	7.7%
就労継続支援	44	7.1%
自立訓練	38	6.1%
施設入所支援	34	5.5%
就労移行支援	30	4.8%
居宅介護 ㊦度訪問介護	24	3.9%
療養介護	19	3.1%
生活介護	14	2.3%

② 利用したいが、利用できない、利用しづらいサービス

障害者等に対するアンケートで、「利用したいが、利用できない、利用しづらいサービス」についての問いに対し、「同行援護・行動援護」及び「共同生活援助（グループホーム）」並びに「短期入所（ショートステイ）」と回答した人の割合が高くなっています。

同行援護・行動援護	56	9.0%
共同生活援助	41	6.6%
短期入所	33	5.3%

【利用できない、利用しづらい理由（主なものを抜粋）】

- 空きがない。施設が少ない。
- 送迎をしてほしい。
- 利用時間に制約がある。
- サービスの知識がない。手続等がわからない
- 本人が行きたがらない。
- 慣れた人、場所以外でのサービスを受けることが難しい。

（2）障害児*の利用ニーズ

① 今後利用したいサービス

障害児やその保護者に対するアンケートで、「これから利用したいサービス」についての問いに対し、「放課後等デイサービス」の回答割合が高いですが、将来を見据えて「就労継続支援」及び「短期入所（ショートステイ）」並びに「共同生活援助（グループホーム）」と回答した人の割合も高くなっています。

就労継続支援	21	3.4%
放課後等 日 イサービス	18	2.9%
短期入所	15	2.4%
共同生活援助	15	2.4%
児童発達支援	15	2.4%
同行援護・行動援護	12	1.9%
自立訓練	12	1.9%
就労移行支援	12	1.9%
就労定着支援	8	1.3%
保育所等 日 間支援	8	1.3%
医療型 日 児童発達支援	6	1.0%

(3) 関係団体等からみる利用ニーズ

(4) 事業所調査からみる今後の事業展開

障害福祉サービス*事業所に対し、令和6年度から令和8年度までの期間中において、新規サービス提供、事業拡大（定員数増加）、事業縮小（定員数減少）、サービス廃止の検討状況についてアンケートを行ったところ、定員の増減は次の表のとおりとなっています。

定員数増加を予定している事業は、主に生活介護、共同生活介護（グループホーム）、放課後等デイサービスとなっています。

施設入所支援は、定員数減少を予定している事業所があります。

■今後3か年の定員数増減予定

サービス名	年度			合計
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
居宅介護	0	0	0	0
重度訪問介護	0	0	0	0
同行援護	0	0	0	0
行動援護	0	0	0	0
重度障害者等包括支援	0	0	0	0
生活介護	60	0	15	75
自立訓練（機能訓練）	0	0	-20	-20
自立訓練（生活訓練）	14	3	0	17
就労選択支援	0	6	0	6
就労移行支援	-4	-6	0	-10
就労継続支援A型	0	0	0	0
就労継続支援B型	10	5	0	15
就労定着支援	0	0	0	0
短期入所（福祉型）	1	2	0	3
短期入所（医療型）	0	0	0	0
療養介護	0	0	0	0
自立生活援助	0	0	0	0
共同生活援助	39	23	0	62
共同生活援助（日中サービス支援型）	0	10	0	10
施設入所支援	0	0	-50	-50
計画相談支援	0	0	0	0
地域移行支援	0	0	0	0
地域定着支援	0	0	0	0
児童発達支援センター	0	0	0	0
児童発達支援	0	10	0	10
医療型児童発達支援	0	0	0	0
放課後等デイサービス	10	10	30	50
保育所等訪問支援	0	0	0	0
障害児相談支援	0	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	0	0	0	0

5 前期計画における成果目標の達成状況

(1) 福祉施設から地域生活への移行促進

福祉施設から地域生活への移行促進については、地域生活移行者の増加と施設入所者の削減を目標に掲げています。

このうち、地域生活移行者の増加については、令和元年度末時点の施設入所者数のうち、令和5年度末までに地域生活に移行した人数を目標値としており、令和5年度までの目標値として、令和元年度末時点の施設入所者数276人のうちの6%にあたる17人を目標としていましたが、実際には4.3%にあたる12人が地域生活に移行するに留まっています。なお、福祉施設からは、グループホームや自宅が、その移行先となっています。

また、施設入所者の削減については、令和元年度末時点の施設入所者276人のうち、1.6%にあたる5人を削減することを目標としており、人数としては達成していますが、主な削減理由は他の障害者*や高齢者の施設、病院への入院、死亡によるところとなっています。

地域生活への移行が増えない原因として、施設入所者の地域生活への移行後の受け皿となるグループホームが未だ不足していることや、自宅やアパートでの生活を支えるためのきめの細かい支援体制づくりが追いついていないことが考えられ、地域生活への移行促進のためには、障害福祉事業所の基盤整備や、包括的な支援体制の構築が必要です。

項目	令和5年度 目 標	令和4年度 実 績	達成率
年度末時点の施設入所者数	271人	245人	
【目標①】地域生活移行者の増加	17人	12人	70.6%
令和元年度末時点の施設入所者数276人に対する割合	6%	4.3%	71.7%
【目標②】施設入所者の削減	5人	31人	620%
令和元年度末時点の施設入所者数276人のうちの割合	1.6%	11.2%	700%

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

市町村ごとの保健・医療・福祉・介護関係者による協議の場の設置については、令和5年度の目標として、1協議体以上の設置を目標としていましたが、医療分野、介護関係者との連携方法を模索しており、設置に向けて検討を重ねている段階にあります。

項目	令和5年度 目標	令和4年度 実績	達成率
保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	1協議体以上	未設置	0%

(3) 地域生活支援拠点等の整備

本市では、相談支援や日中活動サービス、短期入所等の各サービスを一施設に集約して行う「多機能拠点整備型」ではなく、地域において、各サービスを複数の機関で役割分担して整備する「面的整備型」によるサービスの整備を進めており、令和元年度時点で、目標を達成しています。

項目	令和5年度 目標	令和4年度 実績	達成率
面的整備型による地域生活拠点等の整備	1箇所	1箇所	100%

(4) 福祉施設から一般就労への移行促進

福祉施設から一般就労への移行については、圏域の障害者就業・生活支援事業所、障害当事者の方や、就労に関する機関と連携して、一般就労への移行を図っています。

令和5年度の目標としては、福祉施設から一般就労への移行者数として、令和元年度実績65人の1.28倍にあたる83人以上を目標値としていましたが、令和4年度時点で66人に留まっていて、一般就労への移行が目標どおり進んでいません。原因として、受入企業が、まだまだ不足していることや、企業側との情報共有、連携の場が不足していることが考えられます。

また、就労移行支援事業所の利用者数は、令和元年度実績の利用者数105人の1.3倍以上とすることを令和5年度の目標値としていましたが、令和4年度時点で105人に留まっています。原因として、就労移行支援サービス以外の就労継続支援A型やB型でも、一般就労に必要となる力を身に着けることができることや、就労移行支援サービスの内容や利用期間にも課題があることが考えられます。

この他、就労継続A型事業については、令和元年度の一般就労への移行実績の1.33倍以上の4人、就労継続支援B型事業については、令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上の19人を目標値としていましたが、令和4年度時点でA型が4人、B型が18人とほぼ目標を達成できています。

就労移行率が3割以上の事業所数の割合として、全体の5割以上となることを令和2年度の目標値としていましたが、令和元年度時点で16事業所中、全体の63%にあたる10事業所が3割以上を超えていて、目標を達成することができています。

更に、就労定着支援事業の利用者について、就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行した人のうち、7割以上の58人が利用することを目標値としていましたが、令和4年度実績で51人と、移行者数66人の77%となっていて、割合としては目標を達成できています。

項目	令和5年度 目標	令和4年度 実績	達成率
福祉施設から一般就労への移行者数 (令和元年度実績65人の1.28倍以上)	83人	66人	80%
就労移行支援事業における一般就労への移行者数	55人	41人	75%
就労継続支援事業における一般就労への移行者数	A型	4人	100%
	B型	19人	95%
生活介護・自立訓練(機能訓練/生活訓練)から一般就労への移行者数	5人	3人	60%
就労定着支援事業 利用者数(就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行した人の7割以上)	58人	51人	88%
就労定着率8割以上の就労定着支援事業所数 (全事業所の7割以上)	10/14事業所 (71%)	9/12事業所 (75%)	106%

(5) 障害児*支援の提供体制の整備等

市内2箇所の児童発達相談支援センターでは、発達に不安のある児童の相談に応じるほか、発達障害*を含めた障害について、平成28年度は1人であった児童発達相談支援専門員を目標どおり2人に増員して、対応にあたっています。

保育所等訪問支援を利用できる体制づくりとして、令和元年度4箇所であった保育所等訪問支援事業所数を5箇所に増やすことを目標値としていましたが、令和4年度時点では4箇所となっています。

また、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所については、ニーズの増加に応じて、令和4年度時点では、目標値の市内5箇所を上回る6箇所の事業所がサービスを提供しています。

更に、医療的ケアが必要な障害児等に対して、関係機関が連携を図るための協議の場として、平成30年度からは、「長野圏域障がい児等医療支援推進会議」が開催され、体制整備に具体的に取り組んでいます。

目 標	令和5年度 目 標	令和4年度 実 績	達成率
児童発達支援センターの設置	2箇所	2箇所	100%
児童発達相談支援専門員の増員	2人	2人	100%
保育所等訪問支援を実施する主体数	5箇所	4箇所	80%
主に重症心身障害児を支援する 児童発達支援事業所の設置	5箇所	6箇所	120%
主に重症心身障害児を支援する 放課後等デイサービス事業所の設置	5箇所	6箇所	120%
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置人数	3人	1人	33%

第2章

成果目標及び活動指標

本章では、障害者等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、障害福祉サービス*、相談支援及び生活支援事業の提供体制の確保にかかる目標について、令和8年度を目標年度とする成果目標及び活動指標を設定します。

設定する成果目標は、以下の7項目です。

- (1) 施設入所者の地域生活への移行
- (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- (3) 地域生活支援の充実
- (4) 福祉施設から一般就労への移行等
- (5) 障害児*支援の提供体制の整備等
- (6) 相談支援体制の充実・強化等
- (7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

(1) 施設入所者の地域への移行

【目標】

地域生活への移行を進める観点から、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホームや一般住宅等に移行する人数を見込み、令和8年度末における地域生活に移行する人の人数を令和4年度末時点の施設入所者の6%以上とすることを目標値として設定します。

また、施設の入所者数について、令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することとします。

項目	数値	考え方
令和4年度末時点の施設入所者数(A)	245人	
【目標①】地域生活移行者の増加	15人	(A)のうち、令和8年度末までに地域生活に移行する人の数
	6%以上	
【目標②】施設入所者の削減	13人	(A)の時点から令和8年度末時点における施設入所者の削減数
	5%以上	

【方策】

- サービス等利用計画の相談等を通じて、障害当事者の希望に沿った形で、地域移行の可能性を探ると共に、入所施設や移行先となるグループホーム等との連携を強化します。
- 家族と自宅で生活する場合や、アパートで単身生活をする場合等、移行後の生活状況に合わせた支援体制を構築します。
- 障害者が地域生活に移行する上で、障害に対する理解が不可欠であるため、地域交流の機会の確保や啓発に努めます。

【国の指針】

目標	年度目標
① 施設入所者の地域生活への移行	令和8年度末における地域生活への移行者数について、令和4年度末時点の施設入所者の6%以上とする。 令和5年度末において、第5期計画で定めた令和2年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を加えた割合以上とする。
② 施設入所者の削減	令和8年度末の施設入所者について、令和4年度末時点の施設入所者数の5%以上削減することを基本とする。

(2) 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

【目標】

増加傾向にある精神障害者に対する包括的な支援を行うため、保健・医療・福祉・介護関係者による協議の場を設置します。

目 標		単位	令和4年度 実績	令和8年度 目標
保健・医療及び福祉関係者による協議の場の 開催回数		回	-	1回以上
保健・医療及び福祉関係者による協 議の場の参加者数	保健	人	-	1人以上
	医療（精神科）	人	-	1人以上
	医療 （精神科以外）	人	-	1人以上
	福祉	人	-	1人以上
	介護	人	-	1人以上
	当事者	人	-	1人以上
	家族	人	-	1人以上
	その他	人	-	1人以上
保健・医療・福祉関係者による協議の場における 目標設定及び評価の実施回数		回	-	1回以上

【方策】

- 精神障害者が必要な支援を受けて、地域の中で安心して生活できるよう、個々の支援においては連携体制を取っていますが、地域全体の目標や課題を共有しながらより強力な連携体制が取れるよう、関係者による協議の場を設置し、地域包括ケアシステムを構築します。

【国の指針】

目 標	令和8年度目標
① 精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数	精神障害者の精神病床からの退院後1年以内の地域における生活日数の平均を325.3日以上とすることを基本とする。
② 精神病床における1年以上長期入院患者数	令和8年度末の精神病床における65歳以上の1年以内長期入院患者数及び65歳未満の1年以上長期入院患者数について、基本的な指針別表第四に掲げる式により算出した数を目標値として設定する。
③ 精神病床における早期退院率	入院後3か月時点の退院率を68.9%以上、入院後6か月時点の退院率を84.5%以上、入院後1年時点の退院率を91%以上とすることを基本とする。

【県の目標】(参考)

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、①精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数、②精神病床における1年以上長期入院患者数、③精神病床における早期退院率について、目標値を設定します。

一部数値確認中

目 標		令和4年度実績	令和8年度目標
① 精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数		-	325.3日以上
② 精神病床における1年以上長期入院患者数	65歳以上	1,303人	人
	65歳未満	802人	人
③ 精神病床における早期退院率	入院後3か月時点	%	68.9%以上
	入院後6カ月時点	%	84.5%以上
	入院後1年時点	%	91%以上

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

【目標】

障害の重度化や高齢化、親亡き後を見据え、国の指針における「地域生活支援拠点等（「地域生活支援拠点」または「面的な体制」を指す）のうち、相談支援や日中活動サービス、短期入所等の各サービスを一施設に集約して行う「多機能拠点整備型」ではなく、地域において、各サービスを複数の機関で役割分担して整備する「面的整備型」を進めています。

この「面的整備」を進めるための具体的な施策として、これまで、既存の相談支援センターによる相談支援体制と緊急時の受入体制の整備を進めてきました。

今後は、既に確保している体制の機能に加え、基幹相談支援センター*を設置することで、相談支援体制の充実に努め、年1回以上、運用状況を検証及び検討することとします。

目 標	令和4年度実績	令和8年度目標
① 地域生活支援拠点等の設置箇所数	1箇所	1箇所
② コーディネーターの配置人数	1人	1人
③ 運用状況の検証・検討の実施回数	1回	年1回以上
④ 強度行動障害を有する者への支援ニーズの把握と支援体制の整備	北信地域で 支援体制整備	北信地域で 支援体制整備

【方策】

- 基幹相談支援センターを中心とする相談機能／一人暮らしやグループホームにおける生活等の体験の機会や場の提供／ショートステイの利便性や対応力向上等の緊急時の受入・対応機能／人材の確保や養成といった専門性の維持機能/居住支援、障害者*の高齢化に対応した日中活動の場の提供等／「面的体制」に求められている機能の充実に努めます。
- 長野市障害ふくしネットにおいて、年1回以上、面的体制の運用状況の検証及び検討を行います。

【国の指針】

目 標	令和8年度目標
地域生活支援拠点等が有する機能の充実	令和8年度末までに各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証・検討することを基本とする。
強度行動障害を有する者への支援ニーズの把握と支援体制の整備	各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進める。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

【目標】

① 福祉施設利用者の一般就労への移行者数

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業）を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する人数について、令和3年度の移行実績の1.28倍以上とすることを目標値として設定します。

② 就労移行支援事業の利用者数の増加

就労移行支援事業が一般就労への移行における重要な役割を担っていることを踏まえ、一般就労への移行について、令和3年度実績の1.31倍以上とすることを目標値として設定します。

③ 就労継続支援事業における一般就労への移行者数

就労継続支援事業の事業目的等に鑑み、就労継続支援A型事業については、令和3年度の一般就労への移行実績の1.29倍以上、就労継続支援B型事業については、令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上を目指します。

目 標		令和3年度実績	令和8年度目標
①	福祉施設から一般就労への移行者数	78人[ア]	100人 [ア]の1.28倍以上
②	就労移行支援事業における一般就労への移行者数	49人[イ]	65人 [イ]の1.31倍以上
③	就労継続支援事業における一般就労への移行者数	A型	4人[ウ] [ウ]の1.29倍以上
		B型	21人[エ] [エ]の1.28倍以上
④	生活介護・自立訓練（機能訓練/生活訓練）から一般就労への移行者数（参考）	4人[オ]	5人 [オ]の1.25倍

【方策】

- 長野圏域障害者就業・生活支援センターや、相談支援事業所、障害のある人や就労に関係する機関と連携を図り、障害のある人の特性に合わせた就労先の確保に努めます。
- 一般就労の受け皿となる企業による障害に対する理解が不可欠であるため、障害への理解が進むよう、啓発に努めます。
- 障害福祉サービス*事業所との連携により、就労移行支援事業の利用促進を図るとともに、支援の担い手の育成や事業の周知に努め、一般就労に繋がるよう、障害のある人の特性に応じたきめ細かい支援を行います。
- 各事業所の支援員や相談員、プランナー、ケースワーカー*が連携し、障害のある人の特性を見極め、適切な支援を行いながら、移行できる体制づくりに努めます。

【国の指針】

目 標	令和8年度目標
① 福祉施設から一般就労への移行者数	令和8年度中に一般就労に移行する人数を、令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とすることを基本とする。
② 就労移行支援事業における一般就労への移行者数	令和8年度中に一般就労に移行する人数を、令和3年度の一般就労への移行実績の1.31倍以上とすることを基本とする。
③ 就労移行支援事業所ごとの就労移行率の増加	A型事業については、令和8年度中に一般就労に移行する人数を、令和3年度の一般就労への移行実績の概ね1.29倍以上、B型事業については、令和3年度の一般就労への移行実績の概ね1.28倍以上を目指す。

【目標】

④ 就労定着支援事業利用者数及び就労定着率

障害者*の一般就労への定着も重要であることから、就労定着支援事業の利用者について、令和3年度の利用者の1.41倍以上が利用することを目標値として設定します。

また、就労定着支援事業所のうち、就労定着率（過去6年間において就労定着支援の利用を終了した者のうち、雇用された通常の事業所に42月以上78月未満の期間継続して就労している者または就労していた者の占める割合）が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを目標値として設定します。

目 標	令和3年度実績	令和8年度目標
① 就労定着支援事業 利用者数	50人	71人 (1.41倍以上)
② 就労定着率7割以上の事業所数（全事業所の2割5分以上）	9/11事業所	4/13事業所 (全事業所の 2割5分以上)

【方策】

- 就労定着支援事業の利用者数については、就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行した人について、移行支援が終了した後も就労状況を把握し、受け入れ企業とも連携しながら、必要があれば支援が行えるよう、体制づくりに努めます。
- 就労定着率7割以上の事業所数については、支援の担い手の育成の他、就労定着の際の課題の傾向や対処方法について、支援者間で情報の共有が行える体制をつくり、各事業所の就労定着率が高まるよう努めます。

【国の指針】

目 標	令和8年度目標
① 就労定着支援利用者数	令和3年度の利用者の1.41倍以上が就労定着支援事業を利用することを基本とする。
② 就労定着率	就労定着支援事業のうち、就労定着率が7割以上の事業所が全体の2割5分以上とすることを基本とする。

(5) 障害児*支援の提供体制の整備

【目標】

① 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の整備と充実を図ります。また、障害児の地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進するため、保育所等訪問の実施体制の充実を目指します。

目 標	令和4年度実績	令和8年度目標
児童発達支援センターの設置	2箇所	2箇所以上
保育所等訪問支援を実施する主体数	4箇所	5箇所以上

② 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

重症心身障害児が身近な地域で支援を受けることができるよう、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保と支援の充実を目指します。

目 標	令和4年度実績	令和8年度目標
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所	6箇所	7箇所
重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所	6箇所	7箇所

③ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

医療的ケア児が適切な支援を受けることができるよう、平成30年度に設置された「長野圏域障がい児等医療支援推進会議」において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るとともに、長野圏域で配置している医療的ケア児等コーディネーターと連携を図りながら、医療的ケア児に対する支援の充実を図ります。

目 標	令和4年度実績	令和8年度目標
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置人数	1人（圏域）	3人

【方策】

- 発達に不安のある児童とその家族のニーズを把握しながら、市内2箇所の児童発達支援センター及び4箇所の保育所等訪問支援事業所における、相談支援、保育所等訪問支援体制の充実に努めます。
- 子育て支援に係る施策である「発達支援あんしんネットワーク事業」を通じて、要配慮児とその保護者への支援や関係機関との連携を図りながら、成長や発達に応じた一貫した支援につなげます。
- 重度心身障害児を支援する児童発達支援事業所と放課後等デイサービス事業所の増加や、障害児*とその保護者、事業所、医療機関等の連携を図り、必要とされる支援が受けられる体制づくりに努めます。
- 保健、医療、障害福祉、保育、教育等の協議の場である、長野圏域障がい児等医療支援推進会議において、医療機関、福祉関係機関、教育事務所や特別支援学校*等の教育関係機関、行政（保健・福祉・教育関係課）の関係者が集まり、課題や対策について協議を行い、医療的ケアが必要な障害児等に対する医療支援の推進に努めます。
- 長野圏域で配置している医療的ケア児等コーディネーターと連携を図りながら、医療的ケア児とその家族に対する支援を行います。

【国の指針】

目 標	令和8年度目標
① 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実	令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1箇所以上設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合は、圏域での設置であっても差し支えない。また、各市町村は又は各圏域に設置された児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施する等により、令和8年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。
② 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1箇所以上確保することを基本とする。なお、市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。
③ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置	令和8年度末までに、各都道府県に医療的ケア児支援センターの設置、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合は、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。

(6) 相談支援体制の充実・強化等

【目標】

① 基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化

相談支援体制を充実・強化するため、基幹相談支援センター*を設置し、総合的・専門的な相談支援を実施するとともに、地域の相談支援体制を強化する体制を確保します。

地域の相談支援事業者に対する専門的な指導・助言件数については、令和4年度の電話も含めた相談件数約5,000件と同程度の5,000件を引き続き令和8年度の目標とします。

また、人材育成の支援件数については、スキルアップ研修会、プランナー連絡会の開催による人材育成を行うことを目指し、開催回数52件を目標値とします。

その他、地域の相談機関との連携強化として、市内の地域包括支援センターや保健センター、各地区の民生委員・児童委員*との連携を図ります。

目 標	令和4年度実績	令和8年度目標
基幹相談支援センターの設置	未設置	設置
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	5,000件	5,000件
地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数	52件	52件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	12回	12回
個別事例の支援内容の検証実施回数	24回	24回
主任相談支援専門員の配置人数	21人	34人

② 協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善

長野市障害ふくしネット(協議会)において、個別事例の支援内容の検証を行います。

目 標	令和4年度実績	令和8年度目標
相談支援事業所の参画による事例検討実施回数	数値確認中	12回
協議会への参加事業者数・機関数		524団体
協議会の専門部会の設置数	5部会	5部会
協議会の専門部会の実施回数	60回	60回

【方策】

- これまでは、相談支援センターを機能強化し、基幹相談支援センターと位置づけてきましたが、新たに基幹相談支援センターを設置し、障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を実施します。
- 基幹相談支援センターでは、現在市内に32箇所ある地域の指定相談支援事業所に対し、専門的な指導、助言を行います。

- 地域の指定相談支援事業所を訪問し、人材育成の支援を行います。
- 地域の相談機関との連携強化の取組として、地域包括支援センターや保健センターと連携強化を図ります。
- 各地区民生委員・児童委員との連携を図ります。

【国の指針】

目 標	令和8年度目標
相談支援体制の充実・強化	令和8年度末までに、各市町村又は各圏域において、基本指針（別表第一の九）に掲げる相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保すること、協議会において個別事例の検討を通じた地域のサービスの開発・改善を行うことを基本とする。

（7）障害福祉サービス*等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

【目標】

本市職員が障害者総合支援法*の具体的内容を理解し、障害福祉サービス等の利用状況の把握・検証を行うとともに、「請求の過誤をなくすための取組」や適正な運営を行っている事業所を確保していくことにより、利用者が真に必要なサービス等を提供していくため、令和8年度末までに、障害福祉サービス等に係る各種研修の活用や障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有、指導監査結果の関係自治体等との共有を行います。

目 標	令和4年度実績	令和8年度目標	
① 県が実施する障害福祉サービス等に係る各種研修その他の研修への市職員の参加人数	12人	20人	
② 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	審査結果の分析結果を事業所及び関係自治体等と共有する体制の有無	無	有
	審査結果の分析結果を事業所及び関係自治体等と共有した実施回数	0回	1回

【方策】

- 長野県が実施する、障害区分認定調査員研修、相談支援専門員研修、障がい者虐待・権利擁護*研修等に積極的に参加します。
- 「障害福祉サービス費請求の過誤」について、事業所実地指導や集団指導で、事業所に情報を提供し、請求の過誤を無くす取組を行います。

【国の指針】

目 標	令和5年度目標
障害福祉サービス等の質の向上のための体制の構築	令和8年度末までに、基本指針（別表第一の十）に掲げる障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

第3章

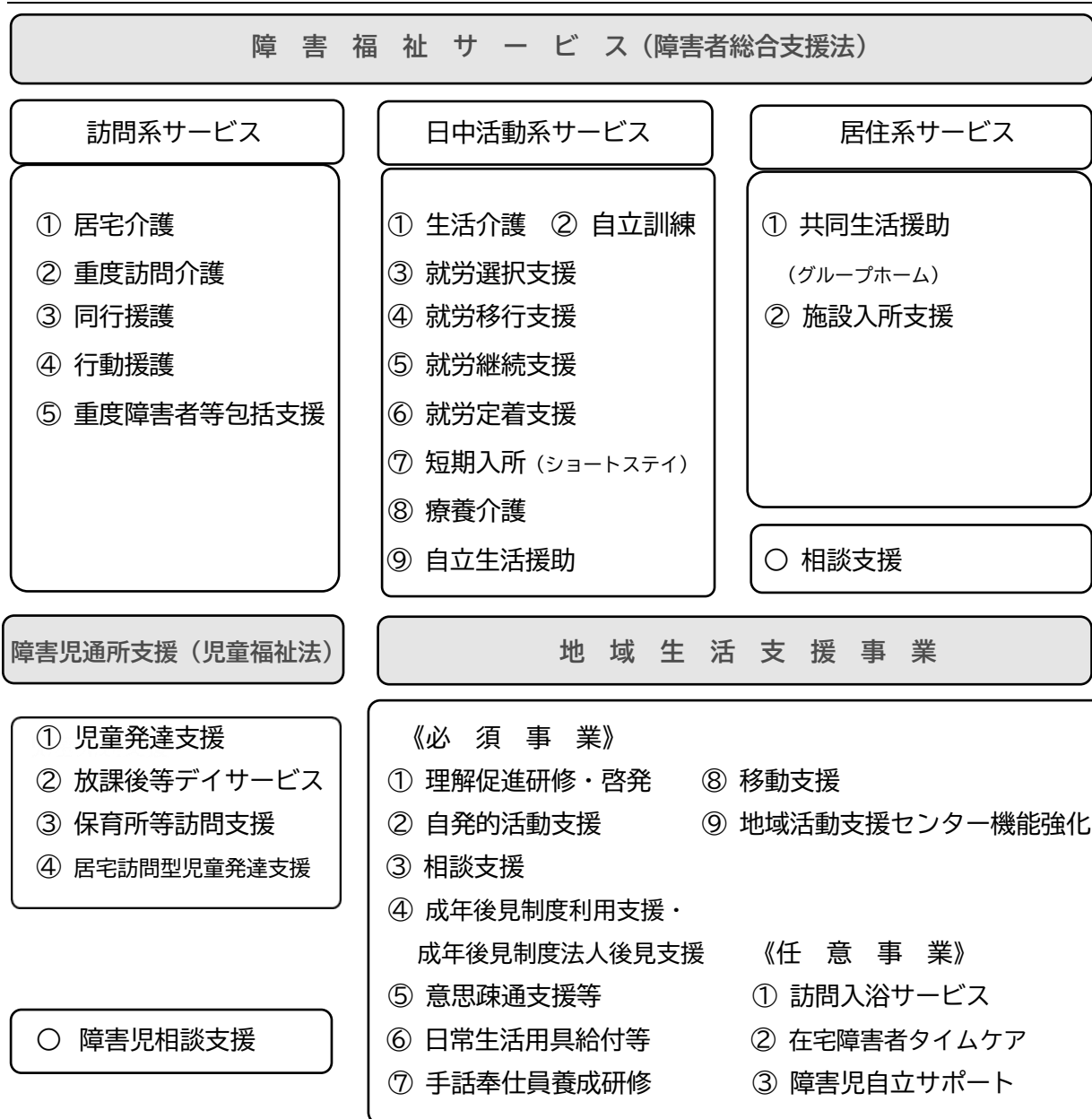
障害福祉サービス等の見込み量と 確保の方策

本章では、障害福祉サービス*等の種類ごとに、必要な量の見込みとその見込み量の確保のための方策を示します。

量の見込みにあたっては、計画の基本的な方向で示した考え方を参考とし、これまでの実績や当事者のニーズ、支援者の意見、事業所における今後の事業展開の意向等を踏まえて、見込んでいます。

1 障害福祉サービス*等の体系と見込み量推計の考え方

(1) 障害福祉サービス等の体系



(2) 見込み量推計の考え方

各サービスの見込量については、次の事項を考慮して設定しました。

- 前期計画期間における利用実績
- 当事者や関係団体、事業所調査等から得た利用ニーズの動向
- 施設入所者の地域生活への移行者数
- 特別支援学校*卒業者数
- 入院中の精神障害者のうち、地域生活への移行後に利用が見込まれる人の数
- 平均的な1人当たり利用量 等

2 見込み量と確保の方策

(1) 訪問系サービス

① 居宅介護

自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

② 重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常時介護を要する人に対し、居宅における入浴、排せつ又は食事の介護、外出時における移動中の介護等を総合的に行います。

③ 同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。

④ 行動援護

自己判断能力が制限されている人が行動する際に、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。

⑤ 重度障害者等包括支援

介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

■訪問系サービスの実績と見込み

種類	単位	第6期実績			第7期見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	時間/月 (延べ利用時間/月)	8,813	9,223	9,240	9,544	9,712	9,881
	人/月	592	603	613	624	635	646
重度訪問介護	時間/月 (延べ利用時間/月)	2,292	3,746	4,533	5,994	7,492	8,990
	人/月	7	10	13	16	20	24
同行援護	時間/月 (延べ利用時間/月)	763	839	898	1,029	1,138	1,260
	人/月	63	71	77	85	94	104
行動援護	時間/月 (延べ利用時間/月)	1,094	1,041	1,046	1,083	1,138	1,193
	人/月	60	60	57	59	62	65
重度障害者等 包括支援	時間/月 (延べ利用時間/月)	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0

注) 令和3年度及び令和4年度は実績。令和5～8年度は見込み。

■サービス提供基盤の見込み

サービス	市内事業所	
	令和4年度末	令和8年度末
居宅介護	51	54
重度訪問介護	48	51
同行援護	12	15
行動援護	7	9
重度障害者等包括支援	0	0

【見込量の確保の方策】

① 居宅介護

需要の高まりに対応するため、事業者に働きかけ、新たな事業者の参入を促進します。

② 重度訪問介護

新たな事業者の参入に必要な支援方法（専門知識や支援技術を持つ従事者の養成、情報提供等）を検討します。

③ 同行援護

引き続き需要が高いことが見込まれるため、県と連携し、ガイドヘルパーの養成・確保に努め、サービスの提供体制の維持に努めます。

④ 行動援護

需要の高まりが見込まれるため、事業者に働きかけ、新たな事業者の参入を促進します。

⑤ 重度障害者等包括支援

需要の有無を見ながら、市内の関係団体やサービス事業者、相談員等からの情報をもとに、サービス実施の必要性について検討します。

（２）日中活動系サービス

① 生活介護

常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

② 自立訓練

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。機能訓練と生活訓練があります。

③ 就労選択支援

就労を希望する人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。

④ 就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間（最長2年間）、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

⑤ 就労継続支援

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。雇用契約を結ぶA型と、雇用契約を結ばないB型があります。

⑥ 就労定着支援

一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行います。

⑦ 短期入所（ショートステイ）

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

⑧ 療養介護

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。

⑨ 自立生活援助

一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行います。

■日中活動系サービスの実績と見込量

種類	単位	第6期実績			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人日分/月 (延べ利用日数/月)	15,478	15,231	15,771	15,862	15,954	16,045
	人/月	853	843	862	867	872	877
自立訓練 (機能訓練)	人日分/月 (延べ利用日数/月)	78	41	123	141	158	193
	人/月	5	3	7	8	9	11

種類	単位	第6期実績			第7期見込量		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
自立訓練 (生活訓練)	人日分/月 (延べ利用日数/月)	533	610	529	610	676	756
	人/月	44	46	41	46	51	57
就労選択支援	人日分/月 (延べ利用日数/月)				0	167	334
	人/月				0	10	20
就労移行支援	人日分/月 (延べ利用日数/月)	1,822	1,747	1,623	1,688	1,688	1,688
	人/月	109	105	101	101	101	101
就労継続支援 (A型)	人日分/月 (延べ利用日数/月)	2,974	3,518	3,576	4,227	4,751	5,349
	人/月	159	190	201	226	254	286
就労継続支援 (B型)	人日分/月 (延べ利用日数/月)	16,221	17,320	18,176	19,070	20,011	21,001
	人/月	1,034	1,094	1,139	1,195	1,254	1,316
就労定着支援	人/月	49	51	46	47	48	49
短期入所 (合計)	人日分/月 (延べ利用日数/月)	969	836	949	1,116	1,171	1,225
	人/月	196	185	215	225	236	247
短期入所 (福祉型)	人日分/月 (延べ利用日数/月)	873	737	840	1,002	1,052	1,101
	人/月	176	165	193	202	212	222
短期入所 (医療型)	人日分/月 (延べ利用日数/月)	96	99	109	114	119	124
	人/月	20	20	22	23	24	25
療養介護	人/月	82	85	86	88	90	92
自立生活援助	人/月	17	14	13	16	20	24
うち精神障害者	人/月	8	8	7	9	11	13

■サービス提供基盤の見込み

サービス	事業所数(箇所)		定員数(人)	
	令和4年度末	令和8年度末	令和4年度末	令和8年度末
生活介護	38	41	834	902
自立訓練(機能訓練)	1	4	62	62
自立訓練(生活訓練)	7	9	78	99
就労選択支援		2		12
就労移行支援	19	21	203	231
就労継続支援(A型)	13	22	200	352
就労継続支援(B型)	58	70	1,118	1,330
就労定着支援	12	21	—	—

短期入所（福祉型）	17	25	—	—
短期入所（医療型）	3	4	—	—
療養介護	1	1	—	—
自立生活援助	4	8	—	—

【見込量の確保の方策】

① 生活介護

障害者*の個々の特性に応じたサービスが提供できるよう、事業所の体制の強化や職員の資質向上、活動内容の充実を図るために必要な情報提供等を行います。

また、医療的ケアの必要な利用者について、利用者数やニーズの把握に努めるとともに、看護師配置やスタッフの養成等の受入体制整備を図り、事業所確保に努めます。

② 自立訓練

機能訓練サービスは、障害者のニーズに応えられるよう、関係機関と連携して進めていきます。

生活訓練サービスは、就労や日中活動系サービスの継続的な利用の前段階としての、生活習慣の確立・定着に向けた役割や、地域生活移行者の地域定着支援としての役割も担っているため、必要とする利用者が適切にサービスを利用できるよう、入所施設や医療機関と連携して進めます。

③ 就労選択支援

令和6年度中に事業を実施する事業所指定を行い、令和7年度から実施ができるよう、体制の確保に努めます。

④ 就労移行支援

一般就労を目指す障害者が適切な支援を受け、一般就労につながっていくよう、就労移行支援の利用を促進するための周知・啓発に努めます。

障害者雇用について、ハローワーク*等と連携し、雇用先の開拓や障害者とのマッチングの促進、障害者の職域拡大、障害の特性等に応じた適切な職業訓練が受けられるよう支援に努めます。

ジョブコーチの養成確保に努めると共に、ジョブコーチと協働してサービス利用者の定着支援を行うことで、就労移行支援事業所の支援の質の向上につなげます。

学校卒業後の一般就労や、福祉的就労から一般就労への移行を促進するとともに、障害者の就労についての相談支援等、個々の障害の特性に応じた職業選択の支援に努めます。

⑤ 就労継続支援

A型事業所は、サービス利用者にとっては雇用契約に基づく安定的な収入の確保ができる事業であるため、今後も利用者数の増加を見込んでいて、事業所も一定数を確保しながら、サービスの充実に努めます。

B型事業所は、就労移行支援事業を利用しても就労に至らなかった障害者の移行先としての

機能を併せ持っており、今後も利用者数の増加を見込んでいて、事業所も一定数を確保しながら、サービスの充実に努めます。

A型事業所、B型事業所ともに、事業所内で生産・製作する物品等についての販路拡大や、安定的な売上を確立させるため、事業所、行政、企業等の連携強化を行い、利用者の賃金（A型）、作業工賃（B型）の引き上げにつながるような生産活動の充実に努めます。

⑥ 就労定着支援

平成 30 年度に創設された事業で、引き続き事業の周知に努め、積極的な利用を推進します。

定期的な職場訪問や相談を行う事業者と連携し、障害者*が抱える課題を抽出するとともに、雇用企業をはじめとする各関係機関と協力し、障害者*がその特性に合った就労を継続できるように支援します。

⑦ 短期入所

緊急時の安心の確保や、親亡き後の生活に向けての準備等、短期入所のニーズは高く、障害者のアンケートでもこれから利用したいサービスとして、最も希望が多かったサービスですが、急な利用の希望に沿えない状況や、事業所が少ないといった声が挙がっているため、障害者の地域生活を支える重要な機能として更なる整備が必要であり、各事業所の協力を得ながら全体量を増やし、緊急時に受入ができる体制確保に努めます。

特に、医療的ケアが必要な利用者については、利用できる事業所が限られており、医療機関との連携強化を図りながら事業所確保を進めます。

⑧ 療養介護

療養介護は、筋萎縮性側索硬化症（ALS）や筋ジストロフィー患者、重症心身障害者に対応できる医療施設でのみ実施が可能な事業であることから、事業所の増加を図ることはできませんが、増加傾向にあるニーズに対応するため、医療機関との連携を図り、サービス実施の拡大に努めます。

⑨ 自立生活援助

平成 30 年度に創設された事業で、施設やグループホームから、自宅や一般のアパート等で自立した生活を始める際に有効なサービスであり、第 6 期計画で見込んだ人数よりも、多くの人利用しています。今後も必要な障害者が利用できるように周知を図り、利用の促進に努めます。

(3) 居住系サービス

① 共同生活援助（グループホーム）

夜間や休日に、障害者*が共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ又は食事の介護、その他の必要な日常生活上の援助を行います。

② 施設入所支援

施設に入所している障害者に対して、主に夜間における入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。

■共同生活援助の実績と見込み

種類	単位	第6期実績			第7期見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
共同生活援助	人/月	570	584	602	616	636	654
（うち 日中サービス支援型共同生活援助）	人/月	1	1	8	12	16	20
（うち 精神障害者の利用者数）	人/月	152	156	165	172	179	186
施設入所支援	人/月	254	239	240	233	226	220

注）令和3年度及び令和4年度は実績。令和5～8年度は見込み。

■サービス提供基盤の見込み

サービス	事業所数（住居数）（箇所）		定員数（人）	
	令和4年度末	令和8年度末	令和4年度末	令和8年度末
共同生活援助（グループホーム）	131	163	747	978
（うち 日中サービス支援型共同生活援助）	1	20	3	60
施設入所支援	6	5	280	235

【見込量の確保の方策】

① 共同生活援助（グループホーム）

地域移行の受け皿として、また保護者の高齢化により、親亡き後の生活の場として、依然としてニーズが高いサービスであるため、必要とする障害者が待機することなく利用出来るよう、グループホーム数の確保に努めます。

知的障害者ではケア付きの住まいとしての利用が多く、精神障害者では单身生活に向けた準備段階としての利用が多い等、障害の特性や程度に応じてニーズも違い、また、障害の特性に配慮した施設整備を求める声もあるため、引き続き事業者の協力を得ながら障害の特性に応じたグループホームの確保に努めます。

② 施設入所支援

施設入所者については、地域生活への移行を進めていくことが求められていることから、障害者*の特性に応じた移行先を見極め、地域移行の促進に努めます。

一方で、入所希望の待機者もあることから、関係団体・事業者等とともに、利用希望者の把握を行い、適切なケアマネジメント*により、入所を必要とする人の待機状態の解消に努めます。

(4) 相談支援・地域生活支援拠点

① 相談支援

ア 計画相談支援

障害福祉サービス*を利用するすべての障害者及び地域相談支援を利用する障害者を対象に、支給決定を行う際にサービス利用計画を作成するとともに、一定期間後において、サービスの利用状況の検証を行い、計画の見直しを行います。

イ 地域移行支援

障害者施設に入所している障害者や入院している精神障害者等を対象に、住居の確保その他の地域生活に移行するための活動に関する相談支援を行います。

ウ 地域定着支援

居宅において単身で生活している障害者等を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

② 地域生活支援拠点

(成果目標再掲)

障害の重度化や高齢化、親亡き後を見据え、国の指針における「地域生活支援拠点等（「地域生活支援拠点」または「面的な体制」を指す）のうち、相談支援や日中活動サービス、短期入所等の各サービスを一施設に集約して行う「多機能拠点整備型」ではなく、地域において、各サービスを複数の機関で役割分担して整備する「面的整備型」を進めています。

この「面的整備」を進めるための具体的な施策として、これまで、既存の相談支援センターによる相談支援体制と緊急時の受入体制の整備を進めてきました。

今後は、既に確保している体制の機能に加え、基幹相談支援センター*を設置することで、相談支援体制の充実に努め、年1回以上、運用状況を検証及び検討することとします。

■相談支援の実績と見込量

種類	単位	第6期実績			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人/月	795	930	979	1,086	1,205	1,337
地域移行支援	人/月	4	4	2	2	2	2
(うち 精神障害者の利用者数)	人/月	4	4	2	2	2	2
地域定着支援	人/月	13	15	15	16	17	18
(うち 精神障害者の利用者数)	人/月	12	11	9	9	9	9
地域生活支援拠点等の整備	箇所				1	1	1

注) 令和3年度及び令和4年度は実績。令和5～8年度は見込み。

■サービス提供基盤の見込み

サービス	事業所数(箇所)	
	令和4年度末	令和8年度末
計画相談支援	33	45
地域移行支援	15	17
地域定着支援	15	18
① 地域生活支援拠点等の設置箇所数	1	1
② 運用状況の検証・検討の実施回数	年12回	年12回以上

【見込量の確保の方策】

① 相談支援

身近な地域で相談支援が受けられるよう、相談支援事業所の拡充を図るとともに、基幹相談支援センター*を核とする相談体制の再構築を図ります。

障害者*、障害児の保護者からは、「どんなサービスがあるのかわからない。」「どんなサービスが使えるのかわからない。」という問い合わせが多く、必要とされるサービスの利用につなげるためにも、相談支援事業を周知し、利用の促進に努めます。

地域移行を促進していく中では、地域移行支援、地域定着支援のニーズが高まることを見込まれることから、障害者が地域で安定した生活を送れるよう、相談支援の担い手の育成と確保に努めます。

② 地域生活支援拠点

基幹相談支援センター*を中心とする相談機能／一人暮らしやグループホームにおける生活等の体験の機会や場の提供／ショートステイの利便性や対応力向上等の緊急時の受入／対応機能／人材の確保や養成といった専門性の維持機能／居住支援、障害者*の高齢化に対応した日中活動の場の提供等／「面的体制」に求められている機能の充実に努めます。

長野市障害ふくしネットにおいて、年1回以上、面的体制の運用状況の検証及び検討を行います。

(5) 障害児*通所支援・相談支援

① 児童発達支援

未就学の障害児に、日常生活における基本的動作の指導、知識や技能の付与又は集団生活への適応のための訓練、その他必要な支援等を行います。

② 放課後等デイサービス

学校通学中の障害児に対し、放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のために必要な訓練と、社会との交流の促進を行います。

③ 保育所等訪問支援

障害児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が、保育所等を2週間に1回程度訪問し、障害児や保育所等のスタッフに対し、障害児が集団生活に適応するための専門的な支援を行います。

④ 障害児相談支援

障害児が障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービス等）を利用する前に障害児支援利用計画を作成し（障害児支援利用援助）、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う（継続障害児支援利用援助）等の支援を行います。

⑤ 居宅訪問型児童発達支援

障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施します。

■障害児*通所支援・相談支援の実績と見込み

種類	単位	第2期実績			第3期見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人日分/月 (延べ利用日数/月)	2,275	2,523	2,588	2,704	2,792	2,880
	人/月	220	244	235	243	251	259
放課後等 デイサービス	人日分/月 (延べ利用日数/月)	8,433	9,508	10,726	11,872	13,141	14,545
	人/月	780	877	955	1,057	1,170	1,295
保育所等 訪問支援	人日分/月 (延べ利用日数/月)	44	36	47	54	59	63
	人/月	39	35	45	48	52	56
障害児 相談支援	人/月	281	385	355	399	448	504
居宅訪問型 児童発達支援	人日分/月 (延べ利用日数/月)	1	1	1	1	1	1
	人/月	1	1	1	1	1	1

注) 令和3年度及び令和4年度は実績。令和5～8年度は見込み。

■サービス提供基盤の見込み

サービス	事業所数(箇所)		定員数(人)	
	令和4年度末	令和8年度末	令和4年度末	令和8年度末
児童発達支援 (児童発達支援センター含む)	31	32	330	352
放課後等デイサービス	53	72	515	720
保育所等訪問支援	4	6	—	—
医療型児童発達支援	0	0	0	0
障害児相談支援	22	28		
居宅訪問型児童発達支援	1	1		

【見込量の確保の方策】

① 児童発達支援

発達障害*と診断される児童数の増加により、ニーズは年々高まっているため、必要な児童が早い段階から支援を受けられるよう、障害の早期発見を担う市の関係機関と連携し、早期療育を実現します。また、集団生活の場の確保や療育プログラムの充実を図り、障害児*とその保護者のニーズに応じた療育・相談体制の整備を進めます。

② 放課後等デイサービス

発達障害*と診断される児童数は増加しており、高まるニーズに応え、必要な児童が成長に応じた適切な支援を受けられるよう、サービスの提供体制の整備に努めます。

③ 保育所等訪問支援

発達に不安のある児童が、身近な地域の中で、地域の児童と関わりを持ちながら保育を受けられるよう、保育所等訪問支援事業所数を確保し、保育所等と連携してサービスの実施体制の充実を図ります。

④ 障害児相談支援

年々増加している相談数に対応できるよう、新規事業者の参入を図り、相談支援体制の強化に努めます。

⑤ 居宅訪問型児童発達支援

利用を希望する児童が、希望する量の利用を継続できるよう、提供体制の維持に努めます。

(6) 発達障害者*等に対する支援

① 発達障害者（児）及び家族等の支援

ア パarentプログラム、parentトレーニングの実施

parentプログラム、parentトレーニングを実施し、発達障害者（児）及びその家族に対する支援体制の構築を検討します。

イ parentメンター養成等事業（県）

parentメンターを養成し、発達障害者（児）及びその家族に対する支援体制の構築を検討します。

ウ ピアサポート*推進事業

ピアサポートの推進及び青年期の居場所作り等を行い、発達障害者（児）及びその家族に対する支援体制の構築を検討します。

種類	単位	第6期実績			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数（保護者）及び実施者数（支援者）	受講者数/年		0	30	30	30	30
	実施者数/年		0	2	2	2	2
ピアサポートの活動への参加人数	人/年		124	130	130	130	130

(7) 地域生活支援事業（必須事業）

① 理解促進研修・啓発事業

障害者等が日常生活及び社会生活を送る上で生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動等を行います。

障害者週間啓発事業やタウンミーティング、障害児発達支援研修・啓発事業に取り組み、同時に広報による周知・啓発を行っています。

地域共生社会の考え方のもと、障害者への理解を促すための事業を引き続き行います。

② 自発的活動支援事業

障害のある人、その家族、地域住民等が地域において自発的に行う活動を支援する事業で、障害者の福祉について市民の関心と理解を深め、障害者が社会活動に積極的に参加する意欲を高めるために、障害者団体が行う障害者団体社会活動事業に対し、障害者団体社会活動事業補助金を交付します。

③ 相談支援事業

地域の障害者等とその保護者及び介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護*のための援助を行い、自立した生活ができるよう支援します。

本市では、障害のある人の一般的な相談支援を行うとともに、障害児*、障害者虐待、差別解消、地域移行に関する専門分野の相談支援を指定相談支援事業所に委託して、相談支援センターを設置・運営しています。

なお、相談支援事業については、7箇所の相談支援センター、2箇所の発達相談支援センター、障害者権利擁護サポートセンター、障害者地域移行コーディネートセンターを合わせた11箇所の相談窓口について、令和3年度以降から相談支援専門員を、北部・南部の相談支援センターに集約配置し、障害福祉分野の総合的な相談窓口として新たに開設しています。

また、基幹相談支援センター*については、7箇所の相談支援センターの機能を強化し、基幹相談支援センターと位置づけてきましたが、今後、発達相談支援センター、障害者権利擁護サポートセンター、障害者地域移行コーディネートセンターを含む基幹相談支援センター*の設置を目指します。

④ 成年後見制度利用支援事業・成年後見制度法人後見支援事業

障害福祉サービス*を利用し又は利用しようとする知的障害のある人又は精神障害のある人に対して、成年後見制度*の申し立てに要する経費の全部又は一部について補助を行います。

また、成年後見制度法人後見支援事業として、成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築等を行います。

⑤ 意思疎通支援事業等

聴覚、言語機能、音声機能、視覚又はその他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人のために、手話通訳者や要約筆記者の派遣、点訳、代筆、代読又は音声訳による支援等を行います。

⑥ 日常生活用具給付等事業

障害者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付又は貸与を行い日常生活の便宜を図ります。

⑦ 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障害者との交流活動の促進、市区町村の広報活動等の支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。

聴覚障害者等の生活及び関連する福祉制度等について理解と認識を深め、日常会話に必要な手話語彙及び表現技術を習得した手話奉仕員養成のため、長野市聴覚障害者センター「デフネットながの」に委託し、講座を開講します。

⑧ 移動支援事業

屋外での移動が困難な障害者等に対して社会生活を営む上で必要となる外出及び余暇活動等を実現させるための外出（概ね8時間で用務を終えることが可能な公共交通機関等による外出。ただし、通院・通勤・通学及び社会通念上本制度を適用することが適当でない外出は除く。）を支援します。

⑨ 地域活動支援センター機能強化事業

障害者に対して、創作的活動又は生産活動の機会を提供し、社会との交流を促進します。

■地域生活支援事業（必須事業）の実績と見込量

種類	単位	第6期実績			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進 研修・啓発事業	啓発人数	630	652	650	700	800	900
自発的活動支援事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
相談支援事業	箇所	6	6	6	6	6	6
うち 基幹相談 支援センター*等 機能強化事業	箇所	2 (8)	2 (8)	2 (8)	2 (8)	2 (8)	2 (8)
成年後見制度利用支援事業・成年後見制度法人後見支援事業							
成年後見制度利用支 援事業（市長申立）	件	3	4	6	7	7	7
（参考） 成年後見支援センタ ーにおける制度利用 についての相談	件	462	469	502	507	513	518
意思疎通支援事業等							
手話通訳者・要約筆 記者派遣事業	件	1,087	1,097	1,107	1,117	1,127	1,137
手話通訳者設置事業	人	2	2	2	2	2	2
手話通訳者・要約筆 記者養成事業登録者 数	人	48	47	53	54	55	56
盲ろう者向け通訳・ 介助員養成事業登録 者数	人	25	25	26	27	28	29
盲ろう者向け通訳・ 介助員派遣事業	件	49	54	100	100	100	100
失語症者向け意思疎 通支援者養成事業登 録者数	人	2	7	8	9	10	11
日常生活用具給付等事業							
介護・訓練支援用具	件/年	19	27	30	32	34	35
自立生活支援用具	件/年	56	46	72	73	73	73
在宅療養等支援用具	件/年	55	38	62	62	63	63
情報・意思疎通支援 用具	件/年	71	68	70	70	71	72

種類	単位	第6期実績			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
排せつ管理支援用具	件/年	7,108	7,247	7,391	7,535	7,679	7,823
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	件/年	6	6	6	6	6	6
手話奉仕員養成研修事業修了者数	人	28	24	30	30	35	40
移動支援事業	人/年	293	322	350	350	350	350
	時間/年	12,217	12,313	13,370	13,370	13,370	13,370
地域活動支援センター機能強化事業							
合計	事業所数	12 (17)	11 (16)	11 (16)	11 (16)	11 (16)	11 (16)
	利用者数	172.5	167.9	169	169	169	169
うち定員20人以上 (旧Ⅰ型)	事業所数	4	4	4	4	4	4
	利用者数	66.9	71.6	72	72	72	72
うち定員15人以上 19人未満 (旧Ⅱ型)	事業所数	3	3	3	3	3	3
	利用者数	38.9	38.5	39	39	39	39
うち定員10人以上 15人未満 (旧Ⅲ型)	事業所数	5 (10)	4 (9)	4 (9)	4 (9)	4 (9)	4 (9)
	利用者数	66.7	57.8	58	58	58	58

注) 令和3年度及び令和4年度は実績。令和5～8年度は見込み。

注) 基幹相談支援センター*等機能強化事業の箇所数は相談支援事業掲載数値の内数で、()内は相談支援専門員*の人数

注) 地域活動支援センター機能強化事業の()内は基礎的事業のみを実施する事業所を含む。

注) 地域活動支援センター機能強化事業利用者数は一日当たりの実利用者数(平均)

【見込量の確保の方策】

① 理解促進研修・啓発事業

障害に対する理解促進のため、啓発用のリーフレット等を作成し、広く市民に普及・啓発を行います。

障害福祉サービス*事業所や関係機関についてのガイドブック等を作成し、障害者*や障害児*が施設を利用し易くなるように努めます。

長野市障害ふくしネットと協働し、全体協議会やタウンミーティング、障害者週間啓発事業を実施し、地域の課題の共有や、解決策の協議を行うとともに、障害への理解と啓発に努めます。

障害福祉サービス*事業所と地元の企業、関係者が参集し、情報共有を行い、障害者*雇用の促進を図ります。

障害者を含むすべての人が利用しやすく、心のバリアフリー*に対応できる店舗を増やし、障害者の社会参加の促進と地域住民の障害者理解を深めるため、令和元年度に制定した「やさしいお店登録制度」の普及に努めます。

② 自発的活動支援事業

引き続き各団体が行う障害者団体社会活動事業への補助を実施し、障害者の自立と社会活動への参加を促進するための活動を支援します。

③ 相談支援事業

複数の専門員を南部と北部に設置する相談支援センターに集約して配置し、障害福祉分野の相談窓口として位置づけ、地域に根差した支援を推進します。

地域の専門的な相談支援を行う中核的な機関である、基幹相談支援センター*の設置を目指し、障害種別に関わらない相談、ワンストップ窓口による相談等、相談体制の充実を図ります。

地域の社会資源等の情報収集や提供、地域の多様なサービスを一人ひとりの状況に応じて組み合わせ利用を促すコーディネート機能が重要となることから、引き続き関係機関と連携し、基幹相談支援センターを中心とする相談支援体制の連携強化を図り、市民やサービス事業者等に対して相談支援事業の普及・啓発を図ります。

地域の身近な相談窓口として、本市が委嘱している心身障害者相談員について広く周知するとともに、相談員の活動を支援します。

④ 成年後見制度利用支援事業・成年後見制度法人後見支援事業

引き続き成年後見制度活用パンフレット等による制度の周知を図るとともに、制度利用に関わる関係機関と連携し、制度利用が必要な人への利用につながるよう努めます。

成年後見制度法人後見支援事業については、認知症高齢者等の成年後見利用支援等を行う市の地域包括ケア推進担当課や、日常生活自立支援事業を行う（社福）長野市社会福祉協議会*との連携を図ります。

⑤ 意思疎通支援事業等

長野県及び市の委託機関と連携して、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員、失語症者向け意思疎通支援者の養成や派遣を行い、障害者がコミュニケーションにおいて感じる障壁がなくなるよう努めます。

⑥ 日常生活用具給付等事業

障害者及び障害児*のニーズの把握に努めるとともに、生活の質の向上を図ることができるよう、障害の特性に合わせた適切な日常生活用具の給付を行います。

福祉用具取扱い機関との連携を図り、日常生活用具の新たな技術開発や改造等の動向について情報を収集し、追加品目の導入を図ります。

⑦ 手話奉仕員養成研修事業

引き続き事業継続と研修の周知や啓発に努めるとともに、手話奉仕員養成講座の基礎課程を復習しながら、手話通訳者養成講座の前段となるレベルアップ講座を開講します。

語彙（ボキャブラリ）及び手話表現技術の習得者を養成するため、手話奉仕員養成入門講座と手話奉仕員養成基礎講座を開講します。

⑧ 移動支援事業

本事業は外出時の身体的ケア等を行うものですが、移動手段の提供を望む声も寄せられています。本事業を実施する上での課題を把握するとともに、自家用車によらない方法で障害者が円滑に外出できるよう検討します。

⑨ 地域活動支援センター機能強化事業

利用者が障害特性に応じて活動できる場として、利用者のニーズ等を踏まえ、創作的活動や生産活動の機会の提供や、重度障害のある人の創作活動等日中活動の場の確保を図るとともに、利用者の社会参加の促進を行い、地域生活を支援する体制強化を図ります。

障害福祉サービス*のような支給決定やプラン作成を要さないことから、利用にあたっての制限がない一方、個々の障害の特性に応じた支援となるような体制づくりが必要です。

(8) 地域生活支援事業（任意事業）

① 訪問入浴サービス

重度の障害者や難病*患者で一人での入浴が困難な場合の入浴支援や介護者の入浴介助の負担軽減のため、移動入浴車による居宅での入浴サービスを提供します。

② 在宅障害者タイムケア事業（日中一時支援事業）

障害者等の介護者が一時的に家庭において介護ができない場合、事前に登録してあるタイムケア介護者（団体又は個人）が時間預かりの介護サービスを提供します。

③ 障害児自立サポート事業（日中一時支援事業）

障害児に対し、食事、排せつ等の介護や、自主性、社会性及び創造性が向上する支援をし、安心した日常生活を送れるようサービスの提供をするとともに、保護者の介護にかかる負担軽減を図ります。

■地域生活支援事業（任意事業）の実績と見込み

種類	単位	第6期実績			第7期見込量間		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問入浴サービス	人/年	19	19	16	16	17	18
在宅障害者等タイムケア事業	人/年	276	553	530	558	568	578
障害児自立サポート事業登録者数	人/年	956	1,027	1,110	1,110	1,190	1,270

注) 令和3年度及び令和4年度は実績。令和5～8年度は見込み。

■サービス提供基盤の見込み

サービス	市内事業所数（箇所）	
	令和4年度末	令和8年度末
訪問入浴サービス事業	5	5
在宅障害者等タイムケア事業	27	27
障害児自立サポート事業	49	49

【見込量の確保の方策】

① 訪問入浴サービス

必要な人に適切にサービスの提供ができるよう、事業者との連携を図りながら、事業を推進します。

② 在宅障害者タイムケア事業（日中一時支援事業）

適切にサービスが提供できるよう、事業者との連携を図りつつ事業を推進します。

③ 障害児自立サポート事業（日中一時支援事業）

利用ニーズは今後も増加が見込まれますが、介護者である家族に対する支援としての本事業を、必要な人に適切に提供できるよう、事業者との連携を図りつつ事業を推進します。

第4章

その他の事項

本章では、自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児*通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項について、施策の方向を示しています。

(1) 障害者等に対する虐待の防止

【施策の方向】

- 虐待により、尊厳を保持しながら安定した生活を送るという権利を損なわれることなく、自分の意思で決定しながら生活できるよう、障害者自身の権利意識を高めるための支援をします。
- 家族等に対する相談支援や交流機会の充実、家族等が抱える課題の解決に向けた支援等により、養護者の心身の負担軽減を図ります。
- 障害者施設等に働きかけ、従事者の虐待防止に対する理解を深める取組や虐待を早期発見・対応するためのしくみの整備を促進します。
- 障害者関係機関との連携を進め、虐待の早期発見と適切な対応がとれる体制の強化を図ります。
- 虐待防止法の趣旨及び内容について、関係機関・団体や学校、地域住民への周知を図ります。
- 精神障害者への虐待の防止のため、業務従事者等による通報受理体制などの整備を図ります。

(2) 意思決定支援の促進

【施策の方向】

- 相談支援専門員*等に対し、事例検討や研修会等の参加等を通じて、資質及び専門性の向上を図ります。
- 自ら意思を決定することが困難な障害のある人がサービスを適切に利用することができるよう、相談の際やサービス等利用計画の作成の際に、必要な情報を十分に得られる環境を整え、意思決定の支援を図ります。

(3) 社会参加等の促進

【施策の方向】

- 関係団体等と連携しながら、スポーツ、文化芸術活動に触れる機会の充実を図るとともに、自主的なサークル活動を支援します。
- 各種大会やイベント、サークル活動等の情報を周知し、参加促進を図ります。
- 2028年に長野県で開催される全国障害者スポーツ大会に向けて、障害者スポーツへの関心を高めつつ、スポーツに親しむことができる機会を拡充します。
- 県及び関係団体と連携し、障害者スポーツのアスリート発掘・強化に取り組みます。

(4) 障害を理由とする差別の解消の促進

【施策の方向】

- 施設、職場、家庭等、様々な場面における直接的・間接的差別の禁止に向け、障害に対する偏見や社会的排除、制約等、障害に基づくあらゆる差別に対する認識を深めるための研修を行います。
- 障害を理由とした差別に対する相談に適切に対応できる体制を整備するとともに、専門機関との連携強化を図ります。
- 広報・啓発活動等を通して、障害特性に応じた合理的配慮に対する理解や提供義務についての周知を図り、日常生活及び社会生活上における様々な場面で合理的配慮の提供を促進します。

(5) 障害福祉サービス*提供事業所における利用者の安全確保

【施策の方向】

- 平常時から、関係機関や近隣住民との情報共有や応援協定の締結等、災害時の利用者の安全確保に向けた取り組みを進めることが出来るよう、支援を行います。
- 施設毎の災害時における避難確保計画について、近隣施設と連携を図りながら災害時に安全な場所に避難が出来るよう、策定や見直しの支援を行います。
- 災害発生時における迅速な判断と適切な対応が行えるよう、様々な災害を想定した訓練の実施について、関係機関と連携を図りながら、支援を行います。

第5章

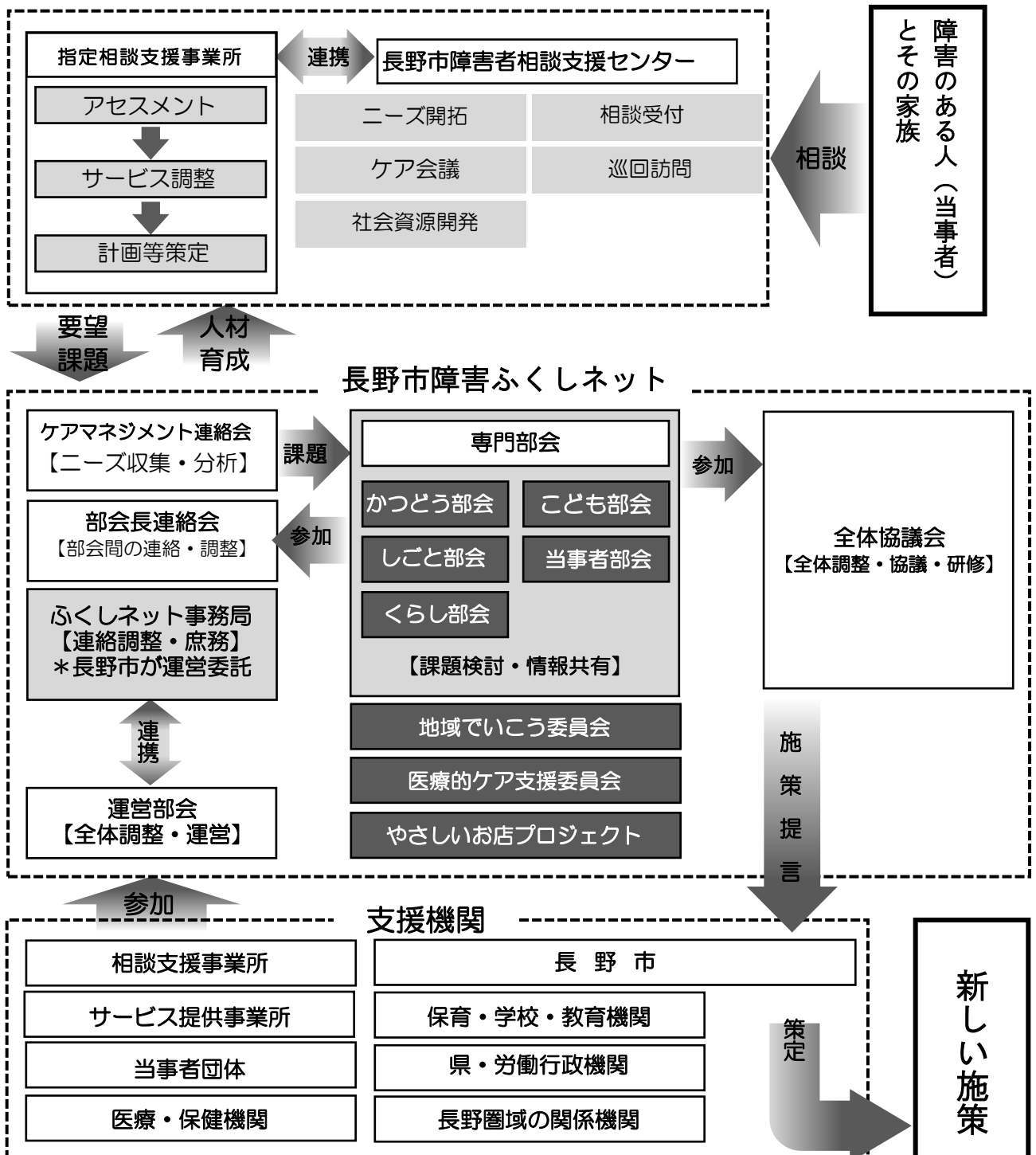
計画の推進

1. 推進体制

(1) 長野市障害ふくしネット（協議会）との連携

本市の障害者支援の中心的役割を担う「長野市障害ふくしネット（協議会）」と市がより一層、綿密に連携しながら、障害福祉サービス*の質の向上と計画の着実な推進に努めます。

また、多くの障害者及びその家族、関係機関等が参加することにより、誰もが人権を尊重しながら、障害があっても地域で自分らしく暮らせるまちづくりに向け、一緒に取り組んでいく体制の強化を目指します。



(2) 障害福祉サービス*の円滑な提供

障害福祉サービス等の充実を図るため、サービス提供事業所等へ各種情報提供を行うなど、事業参入しやすい環境づくりに努めます。また、利用者がサービス提供事業所の選択に活用できるよう、行政、福祉施設、医療機関、当事者団体、長野市障害ふくしネット（協議会）等関係機関が連携し、サービス・事業内容の一層の周知に努めます。また、障害福祉サービス等で広域的な対応が望ましいものは、県や近隣市町村とともに連携して、提供体制の充実に努めます。

(3) 庁内関係課との連携

計画を円滑に推進していくため、障害福祉課が中心となり、保健、医療、福祉分野をはじめ、子育て、教育、就労、まちづくり等、障害者施策に関わる各分野との連携を図ります。

(4) 関係機関との連携

障害福祉施策を総合的に推進するには、行政だけでなく地域や団体、事業所等様々な主体との連携が必要です。社会福祉協議会*、民生委員・児童委員*や自治会、地域団体、当事者団体、事業者、医療機関、企業、ハローワーク*等と協働の視点に立ち、それぞれの役割を明確にしながら連携強化を図ります。

(5) 質の高い事業運営

利用者が必要なサービスを適切に利用できるよう、知識・技術の向上を図り、正確・公平な認定と障害者のニーズ（意向・要望）に応じた支給決定に努めます。

多くの事業者が内部研修に加えて、外部機関（県、各種団体等）の研修も継続的に受講し、職員のスキルアップに取り組んでいます。利用者が期待するサービスの質の向上を更に求めていきます。

また、指定障害福祉サービス事業者が、適切かつ円滑に事業運営ができるよう、制度についての周知・啓発に努め、利用者の事情を踏まえたサービスを提供するための指導を行うとともに、事業運営及び新規参入がしやすい環境づくりを推進します。

(6) 市独自の障害者支援策の研究

事業者及び当事者団体からの意見や提案を定期的に把握し、庁内関係部局と長野市障害ふくしネット（協議会）において有効性・効率性・実行性の観点から検討し、優先順位の高い提案から、順次、事業化していくように努めます。

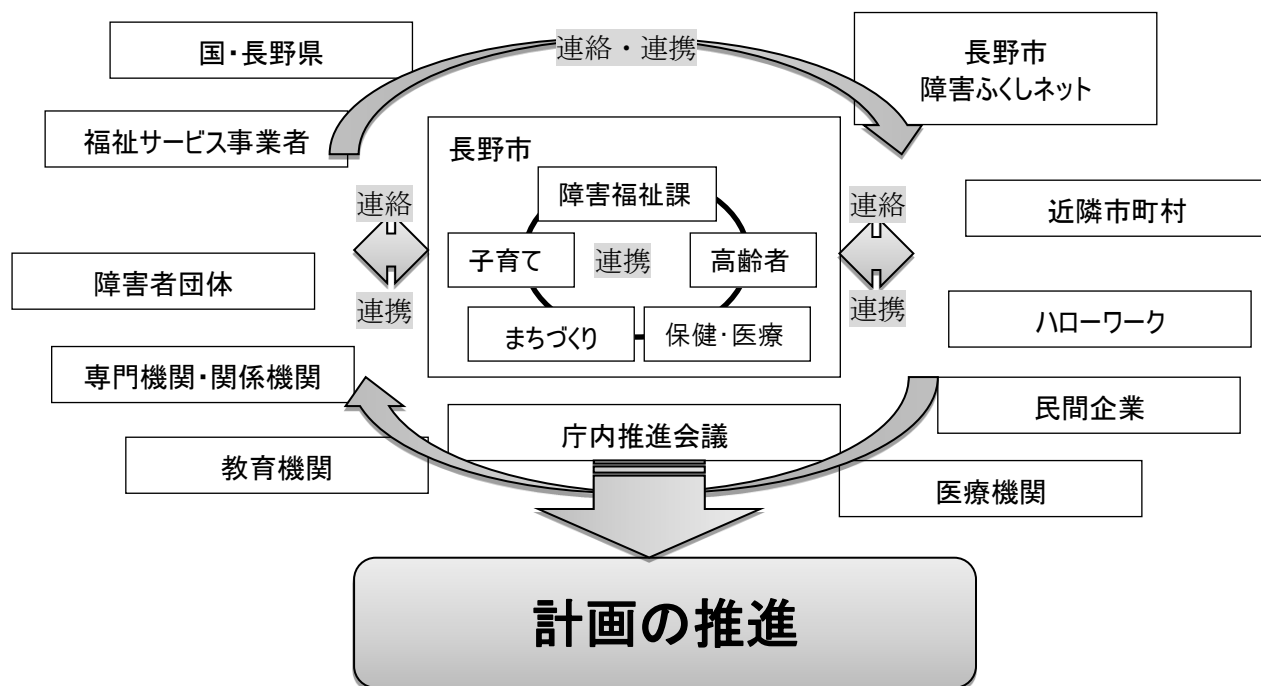
(7) 国や県、近隣市町村との連携

国や県からの情報を随時収集し、内容を踏まえて障害者施策を推進します。また、専門的な知識を必要とする事例や、広域的な対応が求められる場合には、県や近隣市町村との情報交換や連携を行い、対応に努めます。

(8) 福祉人材の育成推進

適切なサービス提供に資する職員の資質の向上に努めます。

■計画の推進体制イメージ



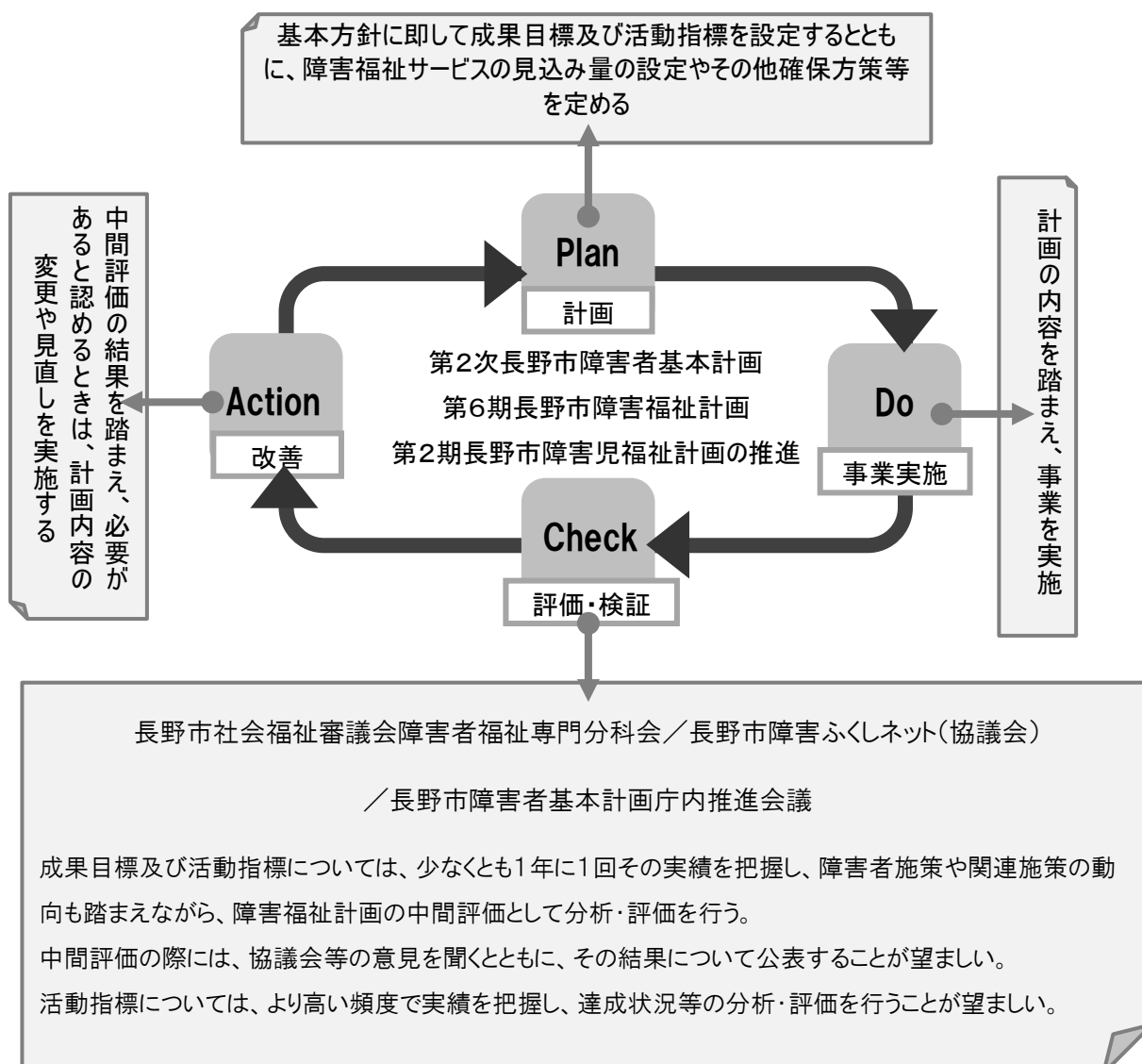
2. 進捗管理

(1) 計画の進捗管理手法について

本計画に基づいた施策を着実に実行していくため、障害福祉計画、障害児福祉計画の成果目標の達成状況、各施策の進捗状況の定期的な確認を行います。その結果を、最新の国の状況や動向も踏まえつつ分析を行い、市民視点、当事者視点、専門的視点から適切な評価を行い、必要な事業の見直し等を行います。（PDCAサイクル）

(2) 庁内の連携体制について

計画の着実かつ効果的な推進を図るため、庁内の関係各課からなる長野市障害者基本計画庁内推進会議で、定期的な協議を行います。また、庁内以外も長野市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会や長野市障害ふくしネット（協議会）の意見も聴き、必要なサービス提供体制の構築に努めます。



資料編

1. 長野市社会福祉審議会等

(1) 社会福祉審議会条例

○長野市社会福祉審議会条例

平成12年3月30日長野市条例第3号
改正

平成12年9月29日条例第49号
平成14年3月29日条例第12号
平成17年3月30日条例第10号
平成20年3月28日条例第12号
平成23年12月20日条例第30号
平成25年9月30日条例第31号
平成27年3月27日条例第10号
令和2年3月30日条例第8号

長野市社会福祉審議会条例

(設置等)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第7条第1項及び地方自治法(昭和22年法律第67号)の規定に基づき、長野市社会福祉審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会は、社会福祉に関する事項を調査審議するほか、児童福祉に関する事項(子ども・子育て支援に関する事項を含む。)及び精神障害福祉に関する事項を調査審議するものとする。

3 社会福祉法第11条第1項の規定に基づき設置する身体障害者福祉専門分科会を障害者福祉専門分科会と称し、第6条第1項第2号に掲げる事項を調査審議するほか、障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第6項の規定により意見を聴く機関とする。

(組織)

第2条 審議会は、委員27人以内で組織する。

(任期)

第3条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(副委員長)

第4条 審議会に副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を行う。

(会議)

第5条 審議会は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員の4分の1以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会を招集しなければならない。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 臨時委員は、特別な事項について議事を開き、議決を行う場合には、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

(専門分科会)

第6条 審議会に次の各号に掲げる専門分科会を置き、当該各号に定める事項を調査審議する。

- (1) 民生委員審査専門分科会 民生委員の適否の審査に関する事項
- (2) 障害者福祉専門分科会 身体障害者、知的障害者及び精神障害者の福祉に関する事項
- (3) 児童福祉専門分科会 児童並びに母子及び父子の福祉に関する事項(子ども・子育て支援に関する事項を含む。)
- (4) 老人福祉専門分科会 老人の福祉に関する事項
- (5) 地域福祉専門分科会 地域福祉に関する事項

2 専門分科会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

3 専門分科会に専門分科会長及び専門分科会副会長各1人を置き、当該専門分科会に属する委員及び臨時委員の互選によりこれを定める。

4 専門分科会長は、その専門分科会の会務を掌理する。

5 専門分科会副会長は、専門分科会長を補佐し、専門分科会長に事故があるときは、その職務を行う。

(審査部会)

第7条 障害者福祉専門分科会の審査部会は、次の各号に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 身体障害者の障害程度の審査に関する事項
- (2) 身体障害者手帳の交付申請に係る医師の指定又は指定の取消しに関する事項
- (3) 更生医療担当医療機関の指定又は指定の取消しに関する事項

2 審査部会に部会長及び副部会長各1人を置き、審査部会に属する委員及び臨時委員の互選によりこれを定める。

3 部会長は、審査部会の会務を掌理する。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を行う。

(専門分科会及び審査部会の会議)

第8条 専門分科会又は審査部会の招集、定足数及び議決については、第5条の規定を準用する。

この場合において、同条中「審議会」とあるのは「専門分科会又は審査部会」と、「委員長」とあるのは「専門分科会長又は部会長」と、「委員」とあるのは「専門分科会又は審査部会に属する委員」と読み替えるものとする。

2 専門分科会又は審査部会の決議は、これをもって審議会の決議とする。ただし、専門分科会(民生委員審査専門分科会を除く。)の重要又は異例な事項に関する決議にあっては、この限りでない。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に長野市地方社会福祉審議会の委員である者は、この条例の規定に基づく長野市地方社会福祉審議会の委員に任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、第3条の規定にかかわらず、この条例の施行の日における従前の長野市地方社会福祉審議会の委員としての残任期間と同一の期間とする。

(長野市地方社会福祉審議会の調査審議事項の特例を定める条例の廃止)

3 長野市地方社会福祉審議会の調査審議事項の特例を定める条例(平成10年長野市条例第59号)は、廃止する。

附 則(平成12年9月29日条例第49号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成14年3月29日条例第12号抄)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年3月30日条例第10号)

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(長野市特別職の職員等の給与に関する条例の一部改正)

2 長野市特別職の職員等の給与に関する条例(昭和41年長野市条例第24号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成20年3月28日条例第12号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成23年12月20日条例第30号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年9月30日条例第31号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年3月27日条例第10号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年3月30日条例第8号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(2) 社会福祉審議会障害福祉専門分科会委員名簿

令和5年度 長野市社会福祉審議会 障害者福祉専門分科会 名簿

敬称略（※名簿の順番は、区分ごとの五十音順です）

	区 分	所属団体・役職等	氏 名	備考
1	市議会議員	長野市議会議員	東 方 みゆき	令和5年 10月9日まで
	市議会議員	長野市議会議員	堀 内 伸 悟	令和5年 10月10日から
2	学識経験者	長野障害者職業センター 所長	有 馬 弥 佳	
3	学識経験者	更級医師会 顧問	飯 島 富士雄	
4	学識経験者	清泉女学院短期大学	小 松 仁 美	
5	学識経験者	公益社団法人 成年後見センター リーガルサポートながの 監事	高 野 哲 浩	
6	社会福祉関係者	長野市肢体不自由児者父母の会 会長	上 平 範 子	
7	社会福祉関係者	ながのコロニー 理事長	柄 澤 顕 司	
8	社会福祉関係者	長野市社会福祉協議会 介護サービス課 課長補佐	小 林 恵美子	
9	社会福祉関係者	長野市社会事業協会 理事長	中 澤 和 彦	
10	社会福祉関係者	長野市民生児童委員協議会 障害者福祉部会長	前 澤 研 司	
11	社会福祉関係者	長野市手をつなぐ育成会 副会長	丸 山 香 里	
12	社会福祉関係者	長野市身体障害者福祉協会 副理事長	丸 山 勝	
13	社会福祉関係者	NPO 法人 ポプラの会 会長	山 本 悦 夫	
14	公募委員		島 田 稔	
15	公募委員		橋 詰 政 夫	
16	公募委員		山 本 克 彦	

(3) 長野市障害者基本計画庁内推進会議要綱

長野市障害者基本計画庁内推進会議要綱

(設置)

第1 長野市障害者基本計画（以下「基本計画」という。）を策定し、及び推進するに当たり、庁内の関係各課との連携を図りながら基本計画に関する事項について協議し、及び検討するため、長野市障害者基本計画庁内推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

(任務)

第2 推進会議は、基本計画の策定及び推進のため必要な事項について協議し、及び検討する。

(組織)

第3 推進会議は、委員長、副委員長及び委員で組織する。

2 委員長は保健福祉部障害福祉課長とし、副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

3 委員は、別表に掲げる課等の職員のうちから委員長が指名する。

(委員長及び副委員長の職務)

第4 委員長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5 推進会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員長は、必要があるときは、委員以外の職員の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

(専門部会)

第6 基本計画に関する専門的な研究、協議、調整等を行うため、推進会議に、必要に応じ専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、基本計画の策定及び推進に係る部局の職員で組織する。

(庶務)

第7 推進会議の庶務は、保健福祉部障害福祉課が行う。

(補則)

第8 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年5月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年5月21日から施行する。

別表（第3関係）

総務部総務課
総務部職員課
総務部職員研修所
総務部危機管理防災課
企画政策部広報広聴課
地域・市民生活部地域活動支援課
地域・市民生活部市民窓口課
地域・市民生活部人権・男女共同参画課
保健福祉部福祉政策課
保健福祉部生活支援課
保健福祉部高齢者活躍支援課
保健福祉部地域包括ケア推進課
保健福祉部介護保険課
保健福祉部障害福祉課
保健福祉部国民健康保険課
保健福祉部長野市保健所総務課
保健福祉部長野市保健所健康課
こども未来部こども政策課
こども未来部子育て支援課
こども未来部保育・幼稚園課
環境部生活環境課衛生センター
商工観光部商工労働課
商工観光部観光振興課
文化スポーツ振興部文化芸術課
文化スポーツ振興部スポーツ課
農林部農業政策課
建設部監理課
建設部道路課
建設部河川課
建設部維持課
建設部住宅課
建設部建築課
建設部建築指導課
都市整備部都市政策課
都市整備部交通政策課
都市整備部公園緑地課
都市整備部市街地整備局市街地整備課
都市整備部市街地整備局駅周辺整備課
選挙管理委員会事務局
教育委員会事務局総務課
教育委員会事務局学校教育課

教育委員会事務局家庭・地域学びの課

教育委員会事務局文化財課

教育委員会事務局長野図書館

教育委員会事務局博物館

消防局予防課

消防局通信指令課

2. 用語解説

あ 行	
アクセシビリティ	さまざまな製品や情報、サービスを、障害者や高齢者を含む誰もが不自由なく利用できるかどうかの度合いを示す言葉です。また、建物などへの近づき易さ、交通の便を示す場合にも使われます。
インクルーシブ教育	障害の有無にかかわらず子どもたちがともに学ぶ教育のことです。障害児が教育制度一般から排除されず、地域において教育の機会が与えられ、ひとりひとりの状況に合わせて提供される教育を指します。障害者権利条約の教育の条項（第24条）に基づく理念です。
か 行	
基幹相談支援センター	地域における相談支援の中核的な役割を担い、相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を実施することにより、相談支援機能の強化を図ることを目的として設置する機関です。
ケアプランナー （＝相談支援専門員）	障害福祉サービス等利用計画（ケアプラン）を作成し、利用者に対して適切なサービスの案内やサービス提供事業所等と連絡調整を行うなどして、利用者の希望に合うプランを提案する人のことです。
ケアマネジメント	障害のある人がサービス提供者と調整することが難しかったり、自分自身の意思を伝えられないなどのさまざまな生活上の課題に対して、支援計画を作成し、生活ニーズと社会資源を適切に結びつけてサービスを提供することをいいます。
ケースワーカー	障害のある人が抱える困難な課題や問題の解決を支援する人のことです。（障害福祉課相談支援担当の職員が当たっています。）
権利擁護	人としての権利を守るため、知的障害・精神障害や認知症等のため、自らの権利を表明することが困難な人に代わって、その権利を表明するなどの支援を行うことを指します。また、弱い立場にある人々の人権侵害（虐待や財産侵害など）が起きないようにする活動を指します。
さ 行	
作業療法士	身体又は精神に障害のある人や、それが予測される人に対して、身体機能の回復や残存能力を最大限に活用できるよう、さまざまな作業活動を用いて治療・指導及び援助を行う専門職です。
指定難病	発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、長期にわたる療養が必要となる難病のうち、国が指定するものを指します。

児童委員	地域の児童及び妊産婦の健康状態、生活状態を把握して、それらの者が必要な援助を受けられるように、それらの者に対する福祉サービスを行う者との連絡調整を行う人を指します。民生委員が兼任している場合があります。
自閉症（自閉症スペクトラム障害（ASD））	中枢神経の障害などに基づく広汎性発達障害の一種です。社会性や対人関係の特異性、コミュニケーションの障害、こだわりと想像力の質的な差異が主な特徴とされています。その他に多動、感覚異常、睡眠異常も症状も現れる場合があります。 <u>特徴が重複する部分が多いアスペルガー症候群と合わせて「自閉症スペクトラム障害」と呼ばれます。</u>
社会福祉協議会	社会福祉法において、地域福祉の推進を図ることを目的とする非営利の民間組織です。
障害児	満18歳に満たない者のうち、身体に障害のある児童又は知的障害及び精神障害のある児童です。
障害者	身体障害者福祉法にいう身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち、18歳以上である者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律にいう精神障害者のうち18歳以上である者の総称をいいます。
障害者週間	障害者基本法に定められた、12月3日から12月9日までの一週間です。障害福祉への関心と理解を深め、障害者があらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的に定められたものです。
障害者総合支援法	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の略称です。障害者基本法の理念にのっとり、障害者及び障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な支援を行うことで、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会を実現することを目的とした法律です。
障害者相談支援センター	在宅や地域で生活する障害者やその家族の相談窓口として設置する機関です。
障害福祉サービス	障害者総合支援法の定めるサービスの総称で、介護のサービスである介護給付や、生活能力や仕事のスキルを身につける訓練を提供する訓練等給付、相談支援などのサービスを指します。
情報アクセシビリティ	障害者や高齢者を含む誰もが情報を得られ易いかどうかの度合いを示します。
ジョブコーチ支援	障害者、事業主、障害者の家族に対して、職場適応に関するきめ細かな支援をする公的なサポート制度を指します。
成年後見制度	知的障害や精神障害、認知症等により判断能力が不十分な人を保護し、支援するため、平成12年度に開始された制度です。家庭裁判所により選任された後見人等が本人の意思を尊重し、法律行為の同意や代行等を行います。

相談支援専門員	障害福祉サービス等利用計画（ケアプラン）を作成し、利用者に対して適切なサービスの案内やサービス提供事業所等と連絡調整を行うなどして、利用者の希望に合うプランを提案する人を指します。
た 行	
地域福祉計画	地域住民が抱える生活課題に対応する社会福祉サービスの質的・量的整備とその体制の構築を目指し、分野別の計画を包含した地域における総合的な社会福祉計画です。
特別支援学校（学級）	障害者等が幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準じた教育を受けることと学習上又は生活上の困難を克服し自立が図られることを目的とした学校（学級）です。
特別支援教育	障害のある幼児、児童、生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支持するという視点に立ち、幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う教育です。
トライアル雇用制度	職業経験、技能、知識等から安定的な就職が困難な求職者について、ハローワークや職業紹介事業者等の紹介により、短期間の試用期間を設けて雇用し、企業側と求職者側が相互に適性を判断した後、両者が合意すれば本採用が決まる制度です。
な 行	
難病	難病対策要綱において定義されている、「原因不明、治療方針が未確定であり、かつ、後遺症を残す恐れが少ない疾病」、「経過が慢性的で、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾患」を指します。
は 行	
発達障害（者・児）	生まれつき脳の一部の機能に障害があり、発生する症状です。主に、自閉症、アスペルガー症候群、注意欠如・多動性障害（ADHD）、学習障害、チック障害等が含まれます。個人差がとても大きいという点も特徴の一つです。
バリアフリー	社会生活上の障害が除去された状態です。例えば、身体障害者においては段差解消や点字ブロックの敷設等がなされた状態をいいます。
ハローワーク	職業安定法に基づき、職業紹介、職業指導、雇用保険その他この法律の目的を達成するために国が設置した機関です。
ピア・カウンセリング	障害について誰より良く知っているのは、障害のあるその人自身であり、「障害については障害のある人こそが専門家」という考えのもとに、障害のある人が障害のある人の相談にあたることを指します。また、ピア・カウンセリングは、障害のある人が自己信頼を回復し、他者との良好な関係を築き、地域で高い質の生活を送るために必要と考えられています。

ピアサポート	同じような立場の者が互いに助け合うことを意味します。また、ピアサポートを行う者をピアサポーターといいます。
避難行動要支援者	障害者（身体障害者手帳1級～3級の所持者、療育手帳A等の所持者、精神障害者保健福祉手帳1級の所持者）や一人暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯の人等のうち、災害時や災害発生のおそれがある場合に、避難することに支障のある在宅の方を指します。
法定雇用率	「障害者の雇用の促進等に関する法律」で定められているもので、民間企業、国、地方公共団体がそれぞれ、相当する数以上の雇用しなければならないとされている障害者の割合を指します。
ら 行	
ライフステージ	人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期等のそれぞれの段階を意味します。
理学療法士	身体に障害のある者に対し、運動療法・物理療法などの手段を用いて動作能力の回復や疼痛の改善を図る治療を行う専門職です。
リハビリテーション	障害者等に対し機能訓練と社会生活への復帰を目指して行われる治療と訓練を指します。医学的、社会的、教育的、心理学的などの諸領域に分けられます。
療育手帳	療育手帳制度に基づいて児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害であると判定された人に対して交付される手帳です。

**第7期長野市障害福祉計画
第3期長野市障害児福祉計画**

発行：長野市 令和6年4月

編集：長野市保健福祉部障害福祉課

TEL 026-224-5030

FAX 026-224-5093

住所 〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町1613番地

ホームページ <https://www.city.nagano.nagano.jp>